

会 議 録 目 次

平成16年第3回海田町議会6月定例会（第1日目）

平成16年6月9日（水）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
追加日程第1	議長不信任の動議……………	4
日程第3	諸 般 の 報 告……………	10
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報告第5号 平成15年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書	
	（4）報告第6号 海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について	
日程第4	同意第5号 監査委員の選任の同意について……………	26
日程第5	同意第6号 山林監守人の選任の同意について……………	33
日程第6	一 般 質 問……………	36
	（延 会）……………	91

15番 住 吉 充
17番 中 岡 長 一
19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭
18番 国 岡 光 明
20番 前 田 勝 男

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町 長	山 岡 寛 次
助 役	久保田 泰 秀
企 画 部 長	池乃本 和 弘
総 務 部 長	山 本 義 彦
福 祉 保 健 部 長	上 條 正 弘
建 設 部 長	富 田 征
参 事 (福祉保健担当)	因 幡 忠 志
企 画 課 長	大久保 裕 通
広 域 行 政 推 進 課 長	木 原 晴 彦
財 政 課 長	内 田 和 彦
総 務 課 長	窪 地 満
地 域 振 興 課 長	臼 井 真
福 祉 課 長	植 野 敏 彦
高 齢 福 祉 課 長	上 村 直 樹
保 健 セ ン タ ー 所 長	西 本 徹 郎
監 理 課 長	久 保 伸 一
建 設 課 長	児 玉 正 克
都 市 整 備 課 長	畠 山 隆
海 田 市 駅 周 辺 ま ち づ くり 事 務 所 長	青 木 基 秀
教 育 委 員 長	瀧 川 昌 俊
教 育 長	正 木 洋
教 育 部 長	中 野 潔

学 校 教 育 課 長 榎 根 君 夫
生 涯 学 習 課 長 佐々木 正 子
上 下 水 道 部 長 木 原 正 博

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長      園 山      純  
次                      長      濱 吉 計 守  
主                      査      中 下 義 博

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

追加日程第1 議長不信任の動議

日程第3 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

(3) 報告第5号 平成15年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書

(4) 報告第6号 海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について

日程第4 同意第5号 監査委員の選任の同意について

日程第5 同意第6号 山林監守人の選任の同意について

日程第6 一 般 質 問

日程第7 第27号議案 工事請負契約の締結について（砂走第一砂走地区污水管新設工事
(16-3) 2工区)

日程第8 第28号議案 工事請負契約の締結について（瀬野川右岸排水区南鴻治幹線新設
工事)

日程第9 第29号議案 工事請負契約の締結について（瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設
工事)

日程第10 第30号議案 町道の路線の認定について

日程第11 第31号議案 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

日程第12 第32号議案 海田町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 第33号議案 海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第34号議案 平成16年度海田町一般会計補正予算（第2号）

日程第15 第35号議案 平成16年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第16 第36号議案 平成16年度海田町老人保健特別会計補正予算（第1号）

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（前田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は19名でございます。定足数に達しておりますので、平成16年第3回海田町議会定例会を開会いたします。

本日は、報道のためカメラ・テレビ撮影の許可をしておりますので、ご了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております、日程第1から日程第16に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（前田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、1番、白築君、2番、三浦君を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（前田）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月11日までの3日間と決めます。

ただいま、佐中君から、議長不信任の動議が提出されております。この動議は、所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。本動議を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、議長不信任の動議を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定いたしました。議長席を副議長と交代いたします。

~~~~~○~~~~~

○副議長（中岡）それでは、追加日程第1、議長不信任の動議を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、前田君の退席を求めます。

（この間、前田議長退席）

○副議長（中岡）提出者の説明を求めます。佐中君。

○16番（佐中）提案理由の説明をいたします。

海田町議会議長不信任動議。

海田町議会は、海田町議会議長前田勝男君を、次の理由により信任しない。

理由。

1、3月18日の午前中、前田議長と中岡副議長が町長室に出向き、教育委員会委員の任命について、「正木洋氏の同意はできない、代わりに大立町居住の元校長を」と町長に要求しています。これは、執行権の介入であり人事権の介入があったと言わざるを得ません。これまでも、教育委員会は政治的圧力の排除・政治的中立性の確保という地方教育行政の基本が議長・副議長によって侵されています。このようなことから、3月23日提案予定の「教育委員会委員の正木洋氏の任命について」は町長は、取り下げざるを得なかったわけです。地方公共団体の議会と執行機関は、それぞれ相互に独立対等の関係にあり、また、執行機関もその権限の範囲内にあるはその相互に独立の関係にあります。また、地方自治法では、「執行機関は、その所掌する事務の管理執行に当たっては、みずからの判断と責任において執行すべきものである。」としています。

2、前田勝男議長が社長を務める、株式会社酔翁アイシン警備が「労働者派遣法に違反していた」ことです。既に、平成16年4月3日に処分を受け5日間の営業停止処分を受けていることです。これまでの新聞報道によれば、警備業認定を取り消された警備会社は、広島県警の広島地区暴力団等取り締まり本部によって逮捕されています。広島県警は、「組織的に行われた悪質な違反と断定」しています。このような行動をとられた議長に不信任動議を提出します。

平成16年6月9日。提出者、佐中十九昭。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（中岡）これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山さん。

○10番（西山）10番、西山です。提案者の方に1点質問いたします。まず、1点目の件ですけれども、こういう情報をどこから入手されて提案理由とされたのか。これは、町長と議長と副議長しか知り得ない情報をなぜ知られたのかということでございます。やはり町長にも守秘義務があるのではないかと私は考えました。

それともう1点は、ここの、正木さんの同意はできない代わりに大立町居住の元校長をと、要求か、それは私にはわかりませんが、議長と町長というのは車の両輪でありまして、もしも議会で過半数がとれない案については、事前に町長の方に申し入れといいますか、ちゃんとお話し合いをするというのは、これは何も人事介入とは私はとれないと判断いたしますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（中岡）佐中君。

○16番（佐中）お答えします。1番目の質疑については、私の強力な調査による結果でございます。

2つ目には、議長がこの人はだめだと言うことは議会の議決権の中で判断ができるわけですが、その代わりにこの人をと。これはまさに今までにない、言語道断の議長職権の乱用、このように私は受けとめておりますので、不信任動議の大きな理由の1つになっております。以上です。

○副議長（中岡）西山さん。

○10番（西山）続いて質疑をいたします。この人物では過半数をとれそうにないから、じゃ、こういう人がまちにいらっしゃるから、この人はどうでしょうかと言うのは、私は何ら介入には当たらないと思います。

○副議長（中岡）佐中君。

○16番（佐中）それはあなたの考え方であって、一般常識から見れば、議案を提案するのに特定の名前を挙げて提案をしようとしているところに、この人はおろしてこの人をとということ自体がまさに非常識である。だから、本来それを議長は、副議長も含めて、公正中立で、こういう提案がなされたけれども、議会はどうかという提案をなされる。そして、議会はそのもとで、いいか悪いかを判断する。こういう機関なんですね。この人が……。これ以外にいっぱいあるんですよ。文章で挙げたのはこれだけですが、それ以外に私は本当に、私の調査によって知る範囲では、議会の議長、副議長がこういうことをしておるといって、全く常識より外れたやり方。今までにもこういうことがあっ

たのかと私は執行部に対して聞いたら、いや、そういうことは今まで余りなかったですと。そういうことを聞いておりませんという町執行部の幹部の、私の調査による答弁でした。

○副議長（中岡）西山さん。

○10番（西山）最後に質疑いたします。佐中議員の調査調査とおっしゃいますけれども、そのときにいた町長と議長、副議長以外にしゃべっていなかったら、幾ら調査されようとも、その情報は知り得ないと思いますけれども、どうでしょう。

○副議長（中岡）佐中君。

○16番（佐中）それは調査能力の問題ではないでしょうか。以上です。

○副議長（中岡）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中岡）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。反対討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中岡）それでは、賛成討論。岡田君。

○4番（岡田）4番、岡田です。海田町議会議長不信任動議に賛成の討論を行います。

私は佐中議員の、海田町議会議長の前田勝男氏を議長として信任しないという動議に賛成をいたします。地方行政の組織及び運営に関する法律第4条に「委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」とあります。本来、町長が執行権を持つ人事に、議会で公正中立で公平の立場でなければならない議長が、議会で不信任をされた副議長とともに町長のところに出向き、自分たちの推薦をする人物を教育委員にせよと要求をしたことは、地方公共団体の長の執行権への介入であり、看過すべきことではないと思います。こうした行為は、議長として言語道断であります。その上、広島県公安委員会は、中区袋町の警備会社日本守警管理を組織的かつ悪質な違反と判断し、警備業認定を取り消しました。同社に警備員を派遣していた、前田議長が社長を務める酔翁アイシン警備を営業停止処分にしました。警備業は派遣労働者を働かせることを禁止しております。みずからが経営する警備会社が営業停止を受けるなど、議会全体を代表し、高潔でなければならない議長として、資格を問われるものであります。このような議長のもとで海田町議会は民主的な運営はできません。よって、議長の不信任動議に賛成をいたします。

また、既に平成15年第10回臨時議会において不信任となっている中岡副議長が今でも副議長の座に居ることにも大きな疑問を感じていることをつけ加えておきます。

○副議長（中岡）ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中岡）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。この採決については、佐中君外2名から記名投票にされたいとの要求書が出ておりますので、記名投票で行います。これより記名投票を行います。議場を閉鎖します。

（この間、議場の出入り口の閉鎖）

○副議長（中岡）ただいまの出席議員は17名です。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と、自己の氏名をあわせて記載してください。なお、記名のないものは無効となります。また、白票があった場合は、会議規則第79条の規定により、本件に反対として取り扱います。

投票用紙を配ります。

（この間、投票用紙の配付）

○副議長（中岡）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中岡）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（この間、投票箱の点検）

○副議長（中岡）異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長（園山）1番白築議員、2番三浦議員、3番三宅議員、4番岡田議員、5番西田議員、6番渡辺議員、7番桑原議員、8番多田議員、9番齋木議員、10番西山議員、11番宮坂議員、13番崎本議員、14番原田議員、15番住吉議員、16番佐中議員、18番国岡議員、19番加藤議員。

○副議長（中岡）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（中岡）投票を終わります。

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、10番西山

君、11番宮坂君を指名します。立会人の立ち会いをお願いします。

(この間、開票事務)

○副議長(中岡) 投票の結果を報告します。投票総数17票、有効投票17票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成と記載した者9票。

1 番白築議員

3 番三宅議員

4 番岡田議員

7 番桑原議員

9 番齋木議員

11番宮坂議員

13番崎本議員

15番住吉議員

16番佐中議員

○副議長(中岡) 反対と記載した者8票です。

2 番三浦議員

5 番西田議員

6 番渡辺議員

8 番多田議員

10番西山議員

14番原田議員

18番国岡議員

19番加藤議員

○副議長(中岡) 以上のとおり、賛成が多数です。よって、議長不信任の動議は可決されました。

議場の閉鎖を解除します。

(この間、議場の出入り口開鎖)

○副議長(中岡) 前田君の除斥を解きます。

(この間、前田議長入場)

○副議長(中岡) 議長と交代いたします。

○議長(前田) この際、暫時休憩をいたします。再開は追って通知いたします。

午前 9 時 2 6 分 休憩

午前 9 時 4 4 分 再開

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から 6 月 11 日までの 3 日間と決しております。

○議長（前田）日程第 3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております。3 月定例会以降の主なものについてを報告させていただきます。まず、5 月 14 日から 15 日、議会広報広聴調査特別委員会が先進地の研修を行っております。次に、5 月 17 日から 18 日に議会運営委員会が、また、5 月 25 日から 26 日に総務文教委員会が所管事務県外調査を行っております。なお、この報告については 9 月定例会で行うことといたします。次に、6 月 1 日から 3 日まで安芸郡町村議会議長会の県外調査が行われました。

続きまして、3 月 29 日に安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されておりますので、議会の概略について報告をいたします。安芸地区衛生施設管理組合議会報告は組合議員である助役に報告していただくのを慣例としておりますが、このたびの報告につきましては、助役が交代しておりますので、私が報告することといたします。

3 月 29 日に平成 16 年第 1 回組合議会の定例会が開かれました。提出事件は、専決処分した事件の報告 2 件と議案が 9 件でございました。専決処分の報告につきましては、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてと広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてでした。いずれも、市町村合併などにより、これらの組合の構成団体に異動があったことによるものでございます。

続きまして、議案第 1 号、安芸地区衛生施設管理組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正及び議案第 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、引用している法律が改正されたことによる整理でございます。次に、議案第 3 号、安芸地区衛生施設管理組合事務局設置条例の一部改正については、総務課、施設整備課、業務一課、業務二課の 4 課体制を安芸衛生センターの業務と安芸クリーン

センターの業務をまとめて管理することとするなど、総務課、業務課、施設課の3課体制に改めたものでございます。議案第4号、安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算につきましては、し尿収集運搬委託の262万円の減、し尿処理費の委託料の入札残及び一部業務の取りやめによる3,341万4,000円の減など、歳入歳出それぞれ3,624万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億8,070万9,000円とするものでございます。議案第5号、安芸地区広域不燃物最終処分場事業特別会計補正予算につきましては、最終処分場の建設について進捗がなかったため、施設建設費、用地購入費など、15億6,617万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,571万7,000円とするものでございます。議案第6号、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算につきましては、職員数の減及び地元対策負担金の減、起債償還金の確定による減など、歳入歳出予算をそれぞれ4,932万6,000円減額して、歳入歳出予算額を5億1,786万1,000円とするものでございます。議案第7号、組合経費の関係市町村の負担金の負担方法につきましては、組合規約第12条3項の規定に基づき、毎年度、組合議会の議決を経て定めることとなっております。安芸地区衛生施設管理組合一般会計に係る負担金については総額6億4,345万6,931円で、本町の負担金は7,557万2,553円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計に係る負担金は総額5億5,494万9,000円で、本町の負担金は1億4,078万7,478円となっております。議案第8号、平成16年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額それぞれ7億7,831万2,000円としております。これは、当初予算比較で1億9,853万3,000円、34.24%の増となっております。増額の主な理由としては、し尿減少対策として、し尿の収集方法が海田町の一部・広島市の区域についてが新たに管理組合との委託業務に変わったためでございます。議案第9号、平成16年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額をそれぞれ6億4,557万9,000円としております。これは、当初予算比較で6,322万3,000円、12.67%の増となっております。主な理由は、施設整備のための起債の元本の償還が始まったことなどによるものでございます。いずれも原案が可決されております。

また、同日、本会議に先立って、安芸地区広域不燃物最終処分場事業について全員協議会が開かれました。最終処分場の建設については熊野町にということで進んでおりました。平成14年度には国へ整備計画を提出し、地元対策費の最終合意に向けた協議が行われていましたが、広島市から民間処分場の利用について提案がありました。当面の処理は県営施設を利用することとし、県営施設が利用できなくなったときには民間施設を

利用する。また、民間施設が利用できない不測の事態には広島市が責任を持って最大限の努力をするという方針を確認いたしました。したがって、安芸地区不燃物最終処分場事業特別会計については15年度で清算されております。関係資料につきましては、事務局に置いておりますので、ご覧いただきたいと思っております。なお、不燃物最終処分場事業の件につきましては、後日、全員協議会で説明を受けたいと思っております。よろしく申し上げます。以上で安芸地区衛生施設管理組合議会報告を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(前田)佐中君。

○16番(佐中)民営化のところでお尋ねしたいことがあります。いいですか。

○議長(前田)これは、今も言いましたが、後、全員協議会で説明する、そこじゃいけませんか。

○16番(佐中)そのいきさつはどうなっておるのか。

○議長(前田)これは、ですから、申し訳ございませんが、あとを含めて全員協議会の方で最終処分場と一緒に話をということでご了解ください。

○16番(佐中)はい。

○議長(前田)以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について、町長より申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長(山岡)皆さん、おはようございます。本日は、ご多忙のところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。3月定例議会後の行政執行の状況についてご報告申し上げます。

初めに、海田町活性化委員会でございますが、4月8日に設置要綱を定め、自治会や商工会関係の方のほか、学識経験者など、多方面から8名の委員を選任したところがございます。現在は、委員会で議題とするため、町の職員で構成する幹事会において、本町の活性化策や課題についての絞り込みや資料作成等を行っております。できるだけ早い時期に第1回委員会を開催する予定でございます。

次に、快速電車の海田市駅停車に関する署名活動でございますが、自治会連合会会長や商工会会長など、8名の方が発起人となり、4月から署名活動を始めておられます。本町としましても、趣旨に賛同し、全面的に協力していきたいと考えております。

続きまして、海田町と広島市との合併について町民の意思を問う住民投票条例について

てでございますが、条例を4月26日に公布し、それを受け、住民投票の期日を8月22日に決定いたしました。また、住民投票の施行に関し、必要な事項を定めた規則を5月28日に公布しております。住民投票を実施するために、6月1日に広島市長に、6月8日に広島県知事に協力依頼をやってまいりました。

次に、昨年度実施し、犯罪件数の減少に効果のありました夜間防犯パトロール事業につきましては、今年度も引続き実施することとし、4月12日に役場前で出発式を行いました。今年度は来年3月までの1年間を継続して実施する予定でございます。

続きまして、水防対策につきましては、これから本格的な梅雨の時期を迎え、大雨等による被害が懸念されます。これらの被害を未然に防止するため、既にそれぞれの所管する施設等について点検を実施するとともに、安全確認と災害予防策に万全を期すよう指示しているところでございます。

5月23日には、消防団員を対象とした各種水防工法技術の向上を図るための水防訓練を、また、5月25日と26日には町職員を対象とした水防工法技術習得のための水防訓練を実施しました。今後も様々な訓練等を通じて、災害時における職員の配備体制の整備や関係機関との連携強化に努めてまいります。

次に、平成16年4月に町民サービス室を設置し、町内道路、水路施設の巡回・点検等、住民要望に対応してまいりました。これまでに取り扱いました業務は、全町の施設点検を4月に1回、5月に2回実施し、応急措置を含め、道路修繕を25件、水路の修繕・清掃を6件処理しております。また、住民の皆さんから要望が40件あり、町民サービス室で12件処理し、その他の課に15件、県や警察等の関係機関へ5件引き継ぎました。現在検討中の案件と処理が不要の案件、合わせて8件でございます。今後とも住民の皆さんの要望に早期に対応できるよう関係部署との連携を図っていきたいと考えております。

続きまして、(仮称)海田町福祉センター建設工事についてでございますが、5月末までに地下駐車場及び1階のコンクリート工事を終え、引続き2階を工事中です。5月末の出来高は33%となっております。

次に、広島県において工事を行っていました曾田地内のワイテック付近の都市計画道路森島西谷線が完成し、去る3月29日、供用開始されました。これにより、東広島バイパス県道矢野海田線から国道2号線への交通の利便性が改善され、大正交差点の渋滞の解消につながるものと考えております。

最後に、海田市駅南口土地区画整理事業でございますが、4月26日に2回目の海田市

駅南口地区まちづくり意見交換会を開催し、窪町のまちづくりについて貴重な意見をお伺いしました。当日の意見交換会は、今後の窪町地区のまちづくりを行っていくための判断材料の1つとしていただくため、本町が現況の中で選択し得る方向性をお示しして、ご意見を伺ったものでございます。当日欠席された方には一軒ずつ戸別訪問してご意見を伺っております。今後につきましては、地権者の方々からお伺いしたご意見やご要望をもとに国や県などの関係機関とも十分協議を行い、地元の皆様とともにまちづくりの方向性を決定してまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、行政執行の主なものについてご報告いたしました。今議会には、報告2件、同意2件、契約認定3件、道路認定1件、条例改正3件、補正予算3件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（前田）続きまして、報告第5号、平成15年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第5号、平成15年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてお願いいたします。平成15年度海田町一般会計補正予算（第7号）で議決をいただきました中店小学校線道路改良事業外1件、繰越明許費について繰越明許費を調整いたしましたので、報告いたします。内容につきましては担当者から説明をさせます。よろしくお願いたします。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、報告第5号、平成15年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。平成15年度海田町一般会計補正予算（第7号）で議決をいただきました中店小学校線道路改良事業及び新開蟹原線道路改良事業につきまして繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。繰越計算書の内容についてご説明いたします。まず、中店小学校線道路改良事業につきましては、用地売買契約に伴う土地の引き渡しは16年度になるため、用地購入費及び移転補償費3,207万7,000円を繰り越したものでございます。財源は、町債が2,880万円、一般財源が327万7,000円でございます。次に、新開蟹原線道路改良事業につきましても、用地売買契約に伴う土地の引き渡しは16年度になるため、用地購入費及び移転補償費1,154万1,000円を繰り越したものでございます。財源は、町債が1,030万円、一般財源が124万1,000円でございます。以上で報告第5号、海田町一

般会計繰越明許費繰越計算書についてのご説明を終わります。

○議長（前田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。桑原君。

○7番（桑原）7番、桑原です。4点ばかり質問いたします。

まず第1点、この繰越計算書の調整日はいつかということです。

2つ目、この様式についてですけれども、今ご説明がありましたように、法の213条、令の146条、規則15条の9に基づいて繰越計算書の様式が一応示されております。それと比較して、未収入特定財源の中に国庫支出金と県支出金が入っているわけです。これがなぜ入っているのか。様式行為としては未収入特定財源のところには該当するものだけ書けばいいようになっているわけですね。それが、国庫と県の支出金が入っているのは、しかもゼロですね。これが入っているのはなぜでしょうか。

3つ目、町債と一般財源の振り分け方、これを計算してみますと、9対1になっているんですね、大体。これは何か理由があるのかどうか。9対1というのはあれですけれども、計算上はそのようになっているけれども、振り分け方がどうなっているのか。

それから、4つ目、この設定理由なんですけれども、ご承知のように、この制度は年度内に事業が完了すれば使わないで済むことなんです。できる限り年度内に事業が完了するように事業執行者も財政当局も努めるべきであるのは当然なんです。それがあればこんなことをやる必要はないんですけれども、国庫支出金の決定の遅延とか、国の設計承認の遅延とか、起債許可の遅延、補償事業の未執行等、やむを得ない事情で年度内に完了しないということであれば、やむを得ずこの制度を使っているわけです。要するに、繰越明許費の設定というのは、ご存じのように、5つの要件があるわけですけれども、その中の主なものは、財源に拘束されるということが主なことなんです。したがって、財源の見通しがいいものはやるべきじゃないというのは当然なんですけれども、これを見ますと、国庫支出金も県支出金もゼロなんです。それと、町債償還終期も済んでいるんです、7月31日付で。それは後から見る土地公団の方の関係で大体もう確保されているわけです。そういう財源が確保されている上に、今の説明では何か取引の遅延とか何とかとおっしゃったんですけれども、繰越明許費というのは、何回も言うように、財源の確保の点なんですよね、問題は。その辺はどのように解釈なさって繰越計算書に提示をなさったか。設定の理由ですね。その4点をお願いいたします。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）まず1点目の調整日でございますけれども、町長は5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会に報告することになっておりますので、5月31日でございます。

それから、2点目の様式の中の国・県の支出金の項目でございますけれども、これにつきましては、確かに様式の中ではそういうふうになっておりますけれども、これについては、国庫も県もない、あくまでも特定財源につきましては町債があるという意味合いでこれを掲げております。

それから、3点目の町債と一般財源の財源の振り分けの関係でございますけれども、これにつきましてはいわゆる起債事業でございます、1割が自己負担、一般財源、あと9割が起債になるということで、1対9の割合でございます。

それから、4点目の財源確保の見通しでございますけれども、これにつきましては、当然ながら、事業を進めていく上では財源を何によるかということで、この事業につきましては起債の対象事業になるということで、起債の対象を9割、あとは一般財源を1割で確保できるということで財源を確保しているものでございます。以上でございます。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）今の国庫支出金と県支出金の話というのは、これは様式行為なんですよ。法の条文と同じなんです。だから、これを載せるということは、その様式に全然全く同一でないといけないとは書いてはございませんけれども、何か、どう言ったらいいんでしょうかな、ゼロなのに載せているというのは何か理由があるのかということを知っているわけ。

それともう一つ、4番目の設定理由。これはあくまでも財源確保の点でこの制度が設けられているので、その財源確保はきちとなっているわけですよ。今申し上げたように、いろんな国庫金の承認がおくれたとか起債の許可がおくれたとかというような、そういう財源確保の点が主な理由なんですよ、これは。だけど、今の取引の時期が年度内に済まなかったというのはどういう理由、この繰越明許費の制度に沿うものかどうか、その辺の判断をお聞きしているわけです。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）1点目の国庫・県費の関係でございますけれども、先ほどご説明しましたように、明らかにないということ踏まえて計算しております。

それから、2点目の、いわゆる財源はついているけれども、相手の理由によって繰り

越したということでございますけれども、繰り越しの内容につきましては、いわゆる歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越しをできるということで、この3月議会において繰越計算書をつくりまして議会の議決をいただいて、それに基づいて今後これが16年度においてこういうふうな財源内訳になったということをお示ししたものでございます。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。繰越明許の問題で、先ほど説明の中で用地の買収の費用だということで、当初の目標からなぜここまで繰越明許にしなければならなかった、その理由、なぜ用地買収についてその執行がなされなかったか、その理由をお尋ねするわけです。2カ所。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（久保）ただいまの繰り越しの理由でございますが、これは新開蟹原線と中店小学校線の買収の用地でございますが、これにつきましては、新開蟹原線の方の借家人と家主がございまして、借家人の方の奥様が妊娠・出産によりまして借家人の移転が困難になったということが理由で、年度内に引き渡しを受けることができなかったというものが新開蟹原の方でございます。それと、中店小学校線につきましては、これはタケハラ工業の件なんです、物件移転におくれが出たということで、やはり年度内に受け渡しが不可能となったというものでございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第5号についてはこれをもって終結いたします。

続いて、報告第6号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第6号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、海田町土地開発公社の経営状況について報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（久保） それでは、海田町土地開発公社の経営状況についてご説明申し上げます。お手元の経営状況説明書をお願いいたします。

まず、平成16年度の予算・資金計画からご説明申し上げます。1ページの第2条をお願いいたします。これまでの当初予算では第2条で事業計画を掲げておりましたが、平成16年度は町から新たな用地の先行取得の依頼がなく、この条項を予算とするため、収益的収入及び支出としております。第1款事業外収益、第1項受取利息でございますが、基本財産、運用財産の利息を合わせまして5,000円を予定しております。次に、支出でございますが、第1款販売費及び一般管理費、第1項販売費及び一般管理費といたしまして、理事報酬や消耗品費など21万2,000円を予定しております。また、第2款予備費、第1項予備費といたしまして10万円を予定しております。2ページをお願いいたします。第3条の資金計画でございますが、予定額といたしましては1億5,180万5,000円の資金が残るものとしております。以上、平成16年度の予算・資金計画についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成15年度の決算についてご説明申し上げますが、この決算につきましては、去る5月26日の公社理事会におきまして承認をいただいております。それでは、決算書1ページをお願いいたします。まず、1の総括でございますが、平成15年度は、海田町から開発公社保有地の一括買い戻しの依頼を受け、区画整理事業用地2件、都市計画道路新開蟹原線道路用地6件、中店小学校線道路用地2件、福祉保健施設整備事業用地及び町道6号線道路改良事業用地のすべて12件を7億9,013万4,055円で売却いたしました。次に、2の庶務事項でございますが、表のとおり、2回の理事会を開催し、承認・可決をいただいております。2ページをお願いいたします。第2の業務、1の公有地取得事業収益でございますが、先ほど説明いたしました町への売却の内訳でございます。収入額合計7億9,013万4,055円が売却した収益でございます。3ページをお願いいたします。借入金でございますが、期首残高の7億1,414万4,167円は平成14年度決算の期末残高でございます。次に、当期増加額でございますが、これにつきましては平成14年度繰り越し分に係る当年度借入金でございます。次に、当期減少高の7億8,029万1,962円でございますが、これは町への一括売却に伴いまして平成15年度に一括返済したものでございます。結果といたしまして、平成15年度末の借入金残高がゼロとなるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、収入の決

算額は7億9,013万7,076円となっております。5ページをお願いいたします。収益的収支の支出でございますが、支出の決算額は7億8,251万416円でございます。なお、表の中にあります販売費及び一般管理費で人件費から経費への流用を行っておりますのは、参考図書に加除代に不足を生じたための1万円の流用でございます。6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございますが、決算額は6,614万7,795円となっております。これは、先ほど借入金でご説明いたしましたとおり、14年度繰り越し分に係る当年度借入金でございます。次に、7ページをお願いいたします。資本的収支の支出でございますが、公有地取得事業費分と償還金を合わせて8億4,820万521円の決算額となっております。また、収入が支出に対して不足する額は損益勘定留保資金であります公有地取得事業原価で補てんすることとしております。

8ページの平成15年度の損益計算書をお願いいたします。これは、年度期間内のすべての収益とこれに対応する費用を記載いたしまして、その期の純利益をあらわしたもので、純利益は762万6,660円となっております。なお、純利益につきましては事務費と利息を加えたものから経費を差引いた額となっております。

次に、9ページの貸借対照表をお願いいたします。この貸借対照表は平成16年3月31日現在のすべての資産、負債、資本を記載したもので、資産の合計額は負債の合計額に資本の合計額を加えたものでございます。それでは、まず資産の部でございますが、流動資産合計は1億5,327万3,287円となっております。これにつきましては、後ろについております附属資料13ページに財産目録として掲げておりますので、ご参照いただければと思います。次に、負債の部でございますが、流動負債合計の3万500円は理事報酬等の未払い分でございます。10ページをお願いいたします。資本の部でございますが、基本金200万円は町の出資金でございます。次に、準備金でございますが、平成14年度末の準備金の1億4,361万6,127円に当期純利益762万6,660円を加えた1億5,124万2,787円が準備金合計となります。資本の合計といたしましては、基本金をこれに加え、1億5,324万2,787円となっております。また、負債と資本の合計1億5,327万3,287円が9ページにあります資産の合計と同額になっております。

11ページ、剰余金処分計算書をお願いいたします。ここでは1億5,124万2,787円を準備金として処分することとしております。

最後に、12ページをお願いいたします。財産目録でございますが、表の一番下の差引財産は、先ほど貸借対照表でもご説明いたしましたとおり、準備金と基本財産の合計額

1億5,324万2,787円が純財産で、資本の合計額となっております。以上、簡単ではございますが、平成15年度海田町土地開発公社の決算について説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。原田君。

○14番（原田）14番、原田です。受取利息はここにはっきり決算資料に出るんですけども、いわゆる附属資料の中で各金融機関から、附属資料の14ページあたりから、金融機関で年利率何%で幾ら借りましてということで、去年の7月31日に全部返還されて終わっておるんですが、逐一全部計算すればわかるんでしょうけれども、元金に利率を掛けて、1年分の365で割って、借り入れ年月日からの日数を掛けて出るんですけども、この支払利息の総トータルの数字がわかれば、教えてください。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（久保）今ご指摘されました14ページ、これは償還金の元金のみが起債してございます。それで、どこに出てくるのかと申しますと、決算資料、資本的収入及び支出の支出の7ページ、ここに資本的支出がございまして、公有地取得事業費が項としてございます。その中の内訳として節で用地賠償費と支払利息、ここに支払利息を計上しております。用地賠償費が決算上6,614万7,795円で、支払利息につきましては15年分の利息のトータルとして176万764円となっております。これは、14年度から繰り越しました繰り越し分についてもこの中に含まれております。以上でございます。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。総括の問題でお尋ねいたします。先ほど、15年度の事業の中で区画整理であるとか道路であるとか、いろいろ言われたんじゃないけれども、最終的に12件と言われたんですが、合わせて12件なのか、それとも福祉保健施設などを合わせると全部で22件なのか、ちょっとそこら辺が私は聞きにくかったので、もう1度お尋ねいたします。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（久保）それでは、そのご説明につきましては、決算書2ページをお願いいたします。ここには年賦売却分3件、それと一括売却分9件がございまして、ですから、一括売却が9件で、新開蟹原・中店小学校線、福祉施設整備事業等が含まれて、町道6号線、区画整理、これらは年賦分として、トータルとして12件というものでございます。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）以前、私も土地開発公社に理事として在籍をしておったことがあるんですが、当初は単独町政のもとで執行するということから、かなりの事業をやっておりましたけれども、ここ、広島市との合併という問題があって停滞をしておったんですね。ところが、昨年来いろいろ、合併するかしないか、まだ未知なんですね。しかし、町民の要求に応じて事業は執行しなければならないということになれば、人事の見直しがこの前行われたんですね。当初私がおったころ、どうするかという問題が理事会の中でありましたけれども、しかし、JR高架の問題であるとか、もちろん区画整理もそうですが、特にJR高架の問題は、県が事業主となれば県の土地開発公社がそれなりに発揮をされるし、町が余り手助けをするということもないかもしれませんが、しかし、それに伴う事業が出てくる。こういうことになれば、土地開発公社の人事の問題、またこれの運営の問題ですね、これをどういうふうに位置づけておられるのか、それをお尋ねするわけです。

○議長（前田）助役。

○助役（久保田）助役でございますけれども、土地開発公社理事長も兼ねておりますので、その立場でご答弁申し上げます。海田町の土地開発公社でございますけれども、ご案内のとおり、昨年は広島市との合併ということを見据えて、すべての用地を町の方へ償還して解散の方向で実は整理をしておったところでございます。ただ、昨年の状況もありまして公社は存続をしておるわけですが、この土地開発公社という制度は、用地の先行取得ということで、地価の上昇が見込まれる場合に、それを事業の着手まででなくて、その前段の早い時期に取得することによって、将来の土地の値上がりというもののリスクを負わずに土地を先行的に取得するという制度を基本としておるわけです。ただ、現状で土地の価格が高騰しておるという状況もございませんので、この土地開発公社ということの制度の存続の意義も実は問われておる状況でございます。でございますので、実は、これは8月22日という住民投票の結果も見据えていく必要があると思っておりますが、単独町政を万が一継続するという場合においても、果たしてこの土地開発公社というものをこのままの形で存続させるのがいいのか、あるいは、ほかにも実は用地の先行取得の制度もございまして、そういうものの中でやっていくのがいいのか、抜本的に見直しをする必要があるというふうには考えております。そういうことも踏まえてこれから検討をしてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）今、助役の答弁の中で、土地開発公社以外で、別の方法で用地を取得するシステムがあると言われましたけれども、私の今まで知る限りでは土地整備公社、これは建物とかそういうのが運用できるわけですが、今の新しくそういうのを考えておられるのは具体的にはどういうものがあるのか、お尋ねするんです。

○議長（前田）助役。

○助役（久保田）お答えいたします。1つの例といたしまして、特別会計を設ける場合もございますので、ちょっと正確ではございませんけれども、用地先行取得債という起債を活用してやる方法もあります。ただし、その規模とか量とかというようなことによって、従前のように土地がどんどん高騰しておる場合には、特別の法律に基づくこの土地開発公社という制度を活用する意義というものがあったということもありましたが、その辺のところは今の現状と照らし合わせながら十分に検討する必要があるというふうに思っております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）今の問題をもうちょっと突っ込んでお尋ねするんですが、私はどうも助役の答弁が、何か聞いておって頼りないんですね。何でかという、土地開発公社は別法人でしょう。だから理事がおって運営をしておる。しかし、企業債であるとか、そういう事業債を大幅に認めるということになれば、町のそういう執行機関に全部その責任が負わされるということになるんじゃないけれども、しかし、予算規模の問題があったり、事業のいろんな推移によって変わってくるんですね。だから、私が言う、どうも不安定なというのは、そこに心配があるんですが、そこら辺をどのように解決する見通しを持っておられるのか、お尋ねします。

○議長（前田）助役。

○助役（久保田）私の答弁の中で、確定的なことは今現在決定をしておるわけではございません。今後の状況を見ながら十分に検討をする必要があるということで、それを検討、もちろん土地開発公社としての検討も必要でございますし、それから、取得を依頼する町としての立場、両方の立場での検討が必要であると思っております。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）7番、桑原です。3点ばかりお願いいたします。

1番目に、大体、事業規模が随分落ちているわけですよ、16年度は。それは今の助

役のご説明で、今から住民投票をやる、そんなことでいろいろ予測が困難みたいな話もあったんですけども、そういうことから控えているんじゃないかというように解釈したんです。そういうことで落ちたんじゃないかと。そういう解釈をしていいんですね。そういうことで、落ちた要因といいますか、15年度に比べて全く事業規模が落ちているわけですよ。その要因をもう1度、じゃ、確認の意味でお願いします。

それから、2番目に、1ページの予算書を見れば、支出が収入を超えているわけですね、これを見ても明らかなように。収支の赤字が30万7,000円になっておるわけ。財務諸表上、こういう形態の数字を挙げたままで、これでいいのかどうかということなんです、予算書の姿として。

それから、3つ目、資金計画との関係です。資金計画では繰越現金預金が1億5,211万2,000円となっているわけです。それで、同じく12ページ・13ページでは現金預金の資産の状況が1億5,327万3,287円となっております。この差が116万1,287円あるわけです。これはどこに表示されて、どのように15年度に支出されたのかどうか。

それから、4点目が16・17ページなんですけれども、借入金の償還表の中に小口の借入金があるわけです。例えば21番の46万7,650円、23番の18万3,530円、25番の45万9,955円、29番の20万6,705円と。この小口のものがどうして別々に、同じ償還期限であり、同じように借り入れているのに、大口と一緒にしないで別々になさっているのかどうか、その理由ですね。全く条件は同じなんですけれども、小口に分けているわけです。その辺はどうでしょうか。

○議長（前田） 監理課長。

○監理課長（久保） 議員ご質問のまず第1点目、事業規模についてでございますが、これは落ちている。確かに落ちてございます。この原因は何かと申しますと、先ほど来ご説明いたしておりますように、15年度合併を前提として解散の方向へ向かった公社運営をなしてまいりました。それで、16年度8月の住民投票を控えまして、町の動向、議会の動向、そういうものがまだ不明確であるという点で、予算上このような取り扱いをさせていただいたというものでございます。もし、先ほど理事長の方も申しましたように、動向がはっきりした場合には運営上の見直し等々を考える場合も出てこようかと思っております。

次に、2点目、30万7,000円の損失が出ておるがということで、確かに会計上、損失を出してしまうというのはよいことではないということではございましょうが、公社の

方でまだ資金がかなりございますので、1億5,000等々の資金がございまして、これを当面の間、表現は悪いんですが、食いつぶすという格好になろうかと思いますが、それで16年度は推移したいというふうな会計にしております。

それと、1億5,211万2,000円の表示について差額があるかということでございますが、この差額につきましては、この1億5,211万2,000円、これは15年度の当初予算の資産合計がここに記してあります。といいますのも、予算を理事会に諮りましたのが15年度末でございますので、まだ決算上の数値が出ておりません。そういうことで、15年度の資産合計、現金及び預金でございますが、この額を入れておるものでございます。

それと、16・17に出てまいります小口の借り入れ、なぜこういう小口のものをというご質問でございますが、これにつきましては、用地買収の場合、まず当初に7割ほど契約いたしまして、7割ほどその用地代としてお支払いします。更地にされたときに3割ほど、あと前期・後期というふうに分けてお支払いするようになっております。そういう後期の部分にかかわる借り入れと、それとあと、今ご指摘されました21番、23番、これにつきましては、これは借家人の用地の補償ではなくて物件補償の関係での借り入れでございますので、これにつきましては、金額の大小はともかくとして一件一件決裁していくというような方法をとっておりますので、このような形になっておるものでございます。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）確認の意味も含めて質問します。今、資金計画で116万1,287円差があるのはということで、それは14年度の繰越残高をおっしゃったんだけど、それが15年度でちゃんともう使用されるべきものなんじゃないですか。3カ年度にわたって繰り越していくというのはどういう意味なのか。それはちょっとおかしいんじゃないですかね、理由として。

それと、小口の借入金、これは18万円ですよね。18万3,000円。理由は今おっしゃったようなことで、やむを得ないんでしょうけれども、これこそ不効率な、今、財政的にいろいろ言われているのに、こういう50万円以下の借入金は何か防止できるようなことは考えておられるんでしょうかね。その2点。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（久保）まず、再々質問の1点目でございますが、この額につきましては平成14年でなくして、平成15年の当初予算の資産合計額を入れております。ですから、15年

の決算につきましては16年の5月にやっておりますので、この予算を組む時点ではこれを入れるような予算上の仕組みになっておるといいます。14年度ではございません。

それと、小口の借り入れの何か防止策と言いますけれども、一応公社の運営は、町の方から依頼を受けまして、借り入れによりまして用買を進めていくという格好でございますので、やはり金額の大小にかかわらず、このような格好をとらせていただく運用をさせていただくことになります。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）ちょっとすっきりしないんですけれども、予算の話じゃないでしょう、これは。決算の話をしておるでしょう。14年度のそれが入っていたとか、予算にしても何にしても、決算の話ですからね。5月決算をやるにしても、説明に一貫性がないんですよ。予算のことを言ったり、決算のことを言ったり。よくわかるように、後で結構ですから、説明してください。

○議長（前田）ほかにございませんか。西山君。

○10番（西山）10番、西山です。8ページの決算報告の中で販売費及び一般管理費で17万4,690円を執行されているわけですが、今回、事業が縮小されたと言われまして、この16年度の、2ページに戻るわけですが、当初予算で販売費及び一般管理費は21万2,000円を計上されておりまして、これは決算額と予算額ですが、どちらでもよろしいんですけれども、人件費の内訳とその他経費の、予算額でも決算額の方でもよろしいんですけれども、内訳を教えてくださいませんか。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（久保）それでは、どちらでもよろしいということで、今、下資料を持っております、予算及び資金計画の……。失礼しました。人件費、経費の内訳でございますが、予算の方で言わせていただきます。人件費につきましては、報酬といたしまして13万5,000円、需用費5,000円、役務費、通信運搬費等でございますが、2,000円、公租公課、税でございますが、これは法人住民税につきましては7万円を計上いたしております。トータルで21万2,000円でございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。三宅君。

○3番（三宅）3番、三宅です。1カ所質問いたします。決算報告書の2ページですね。さっきの年賦売却の3件と一括売却の9件のところなんですけれども、契約高、数量と

金額で、数量のところを坪に直して割ってみたんですけれども、それぞれが、ここに7つほど書いてあるんですけれども、坪単価が、159万とか、割ってみたんですけれども、171万とか177万とか、非常に高いんですよ。まだ真新しいもので、なぜ公社と土地と町というあれなんですけれども、非常に単価が高いんじゃないかと思うんですけれども、その辺の説明を、済みませんが。

○議長（前田） 監理課長。

○監理課長（久保） これはその事業事業を1件として読んでおりますので、この中には物件費、いわゆる補償費ですね、それも含まれております。ということで、その個々については14ページから17ページに明細が書いてございます。そういうことで、補償費を含んでおるということで、単純に割りますとかなり割高になってまいるというものでございます。

○議長（前田） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第6号についてはこれをもって終結いたします。

これにて諸般の報告のすべてを終了します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田） 日程第4、同意第5号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 同意第5号、監査委員の選任の同意について。平成16年5月31日をもって生田一夫さんが辞職されたことに伴い、監査委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、佐藤隆さんでございます。経歴につきましては担当から説明させます。

○議長（前田） 総務課長。

○総務課長（窪地） それでは、同意第5号、監査委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の3ページをお開きください。監査委員でありました生田一夫氏が平成16年5月31日をもって辞職されたことに伴いまして、新たに後任として佐藤隆さんをお願いするものでございます。監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その

他行政運営に関してすぐれた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。

それでは、佐藤隆さんの経歴についてご説明いたします。住所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの方でございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日生まれで、現在〇歳でございます。職歴でございますが、昭和42年7月に海田町に採用され、総務課、企画課に勤務され、昭和53年10月から総務部防災課長、昭和55年11月から海田町教育委員会社会教育課長、昭和58年7月から学校教育課長、昭和60年4月から企画部企画課長、昭和62年7月から建設部産業課長、平成2年7月から企画部財政課長、平成4年10月から総務部財政課長、平成7年10月から都市部次長、平成8年4月から都市部長、平成9年10月から参事、平成12年10月から上下水道部長、平成14年4月から広域行政担当の参事などを歴任され、平成15年3月に定年により退職をされました。その後、再任用により図書館に勤務をされ、平成16年3月に期間満了となり、現在は無職の方でございます。このように、海田町職員として多方面にわたり要職につかれた方でございます。その幅広い経験、豊富な知識は、監査委員としての職責を十分担うことができると判断し、同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。中岡君。

○17番（中岡）初めにお断りをしておきますけれども、私のところへ、中岡議員は山岡町長が嫌いじゃけえ、嫌がらせの質問をしよるといような怪文書が来ております。決して嫌いでも好きでもありません。一定の距離を置いてやっておるといことでございますので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

まず、佐藤さんを監査委員に選任ということでもありますけれども、ただいま提案説明があったように、もう役場の職員としてどっぷりつかっておられた方なんです。一般的に見ると、身内の者を監査委員にするんじゃないかといような感じになります。それが果たしていいのかどうかという疑問がありますけれども、今説明がありましたように、平成15年3月31日に退職をされておるわけですから、15年度の予算には当然関与しておられます。15年4月1日から再任用という形で図書館の仕事をしておられますので、16年度の予算についても何らかの参考意見を出しておられるかもわかりません。そういうような元職員の方を監査委員にするというのは、自治法上は間違っていないかもわ

かりませんけれども、住民感情としてどうなんだろうかという思いがいたします。したがって、その辺の配慮をなされたのかどうかということをもまず1点。

それから、山岡町長が議員の時代に、これは平成9年の9月定例議会の中で外部監査制度の導入について執行部の見解を聞かれております。今、町長になられて、町長という立場で、いわゆる外部監査の導入ということを実現さそうと思えば、させ得る立場になっておるわけですね。そういったことを考えておられた山岡町長が全くこの間まで役場の職員であったような方を監査委員にするというのはどうも納得がいかないと思いますけれども、町長の考えをいま一度お尋ねいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、中岡議員のおっしゃいます、役場にどっぷりつかつたと。私はそういうふうには考えておりません。いろんな経歴を持たれて、いろんな立場でそういう研さんを積まれて、十二分に監査委員としての立場が全うできるという判断をしております。

先般、今、第2点目の質疑の中にありましたように、外部監査の問題というのは、その当時は、各報道の方でもよくご存じのように、非常に外部監査の必要性に迫られた時期があったというふうに承知をしております。その節に、執行部に対して私は外部監査はどうかということをしてしております。今回、生田前代表監査委員との話の中でかなり留任のお願いをしたわけですが、どうしても辞意が固いということから、後任の監査委員に関してもいろいろ話をした結果、私が判断をして皆さんに同意を求めるものでございます。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）私は議員になって32年目に入っております。長けりゃいいということじゃないんですけども、監査委員さんが海田町以外からというのは過去に一回もありません。いわゆる海田町以外からということになると、海田町には人材がおらんのかということになるわけですけども、その点についてどうかということと、もう1点は、同じ佐藤さん、役場のOBということになるわけですけども、海田町内にもOBの職員で監査ができる能力を持ったOBの職員はたくさん……。たくさんはおらんかもわかりませんが、何人かおったじゃろうと思うんですけども、そこら辺についてのお考えは浮かばなかったのか。どう考えても、私もそれは偏見かもわかりませんけれども、生田さんがやめるということになって、佐藤さんという名前が、おお、この前まで佐藤さんがおったじゃないか、佐藤さんでええよという安易な考えでやられたんじゃないかならうか

と。いわゆるちょっとこういった人事問題について考え方が甘いような気がするんですけども、その点についてのお考えはどうですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）監査委員に限らず、教育長にしても町外からの採用、同意もした経過も海田町にもかなりあります。そういうことを含めて、海田町にも、今おっしゃるように、確かに3万人の人口で、あらゆる分野で活躍された方がいると思いますが、そこらを含めて今回の選任同意をお願いしたということでございます。そういうふうなことから、中岡議員からもおたくの町内会の方をという推薦もありました。しかし、私ははっきり、これは私の方の判断で佐藤さんをお願いしたということでございます。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）今、お答えの中で私の町内にもというような話がありましたけれども、これは物の例えで、今、開発公社の決算の報告がありましたけれども、そういう形の中で幹事をやっておられる方もおられるよと。別に私が話は全然していないけれども、推薦をすとか何とかということじゃなくて、こういう方もおられますよというのを参考までに申し上げたわけであって、そういう誤解をされるから、私は山本部長の相談を受けたときに、今言ったような、非常に甘いんじゃないかと。いや、そう言われたら甘いかわかりませんというようなことを総務部長は言っております。そこまで町長が言われるなら、私もそのことは触れまいと思いつたんですけれども、そういう状況の中で、私はだれも推薦はしておりませんよ。たまたま開発公社の、一番後ろに幹事の方の名前がありますけれども、その方が南幸町におられるから、こういう方もおられるじゃないかという話をしただけですからね。その点、誤解のないようにしてくださいよ。終わります。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。私は、今までの行政に対して精通な人がやっぱりなるべきだと思うんですよ。今、中岡さんから指摘があった問題ですが、議会から選出した監査委員もおるんですね。あるいは議会に報告することもあるんですね。その中でそれを本当に監査の認定ということが、そういう場があるわけですが、しかし、きめ細かくはやっぱりその専門家がいなければならないと私は思うんですよね。私も議員になって32年目に入っていますが、昨年、私は法定協議会、広島市との合併問題で行ったときに、あの調印をしたときに、中岡という監査委員がおられたんです。これは元消防局長。本

当に精通して高潔ですか、そういう本当に、まあ、あそこに何人監査委員がおるかわかりませんが、しかし、その人を私は、ああ、やっぱりそういう精通した人が監査をして、本当にそれを責任持って議会に提出をする。議会は、計数の問題については別としても、今までにやってこられたそういうノウハウを監査の中で生かしてもらおう。私はこのように思うんですが、町長の考えはどうですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、佐中議員がご指摘のように、各地方公共団体をいろいろ調べてみました。やはり、広島市の例を出されましたが、他の市町村におきましても、町のOBとか村のOBが実際に監査に当たっている例がたくさんございます。そこらを含めて今回、選任の同意をお願いするものでございます。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）10番、西山です。今、議会選出の監査委員として監査させていただいておりますので、質疑をいたします。私は1年前に監査委員として本当に必死の思いで監査に当たっておりますけれども、限界があります。私たち議員は決算にかかわっておりますので、行政監査は私たちが一生懸命やれば、ある程度フォローできますけれども、私は議員になりまして、海田町の監査委員は職員か職員のOBの方から専門の方にかわってきた経緯がございます。その中には、数々の議員の方から、監査委員は専門職の方を充てるべきではないかという質問を1回2回となくされてきた経緯がございます。私は本当に1年数カ月監査をいたしまして、やはりプロの目で、私たちの視点が届かない、経営・経理にたけた方がやはり代表監査にはふさわしい。じゃないと、本当に、先ほど中岡議員が質問されていましたが、外部監査を入れざるを得ない状況になってくるとは思いませんか、私はそのように思いますけれども、今まで町長は議員としておられて、こういう発言は多く聞かれていると思うんです。にもかかわらず、今の答弁をなさいましたけれども、もう1度、私はやはり代表監査委員は専門職を持った方が当たられるべきと思っておりますけれども、そのことについてのご答弁をお願いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）町の各種、開発公社を含めていろんな形で監査というのがありますが、監査も、年に1遍すりゃいい監査と、月例で毎月せにゃいけん監査もあります。それから、会計監査の中におきましても、水道のような複式簿記の問題もあります。いろんな面で当面専門的に、例えば税理士の先生にお願いしても、確かに税法的にはかなり精通

はしておるかもしれませんが、そういう役場のシステムに関してはかなりのいろんな問題が残るといふに私は判断をして今回の選任の同意をお願いするわけでございます。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）私は、そのために議員選出の監査委員がついていると思います。私は1年数カ月、行政監査に対しましては本当に見落としのないように必死の思いで監査をしております。行政監査は、そのためには議員選出の監査がいると思うんです。しかし、今、町長がおっしゃいましたように、企業会計、複式簿記を議員選出の監査に、それも見過ごしなくしろとおっしゃったら、そこまでは通達できません。そのためにやはり代表監査は専門職の方がふさわしいと私は思っておりますけれども、その点、もう1度、いかがでしょう。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）繰り返しになりますが、私の選任同意に対する考えは毛頭変えるつもりはありません。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば、許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論があるようでございますので、反対討論から行います。反対討論があれば許します。中岡君。

○17番（中岡）中岡です。監査委員の選任の同意について、反対の立場で理由を申し上げます。私が今、質問の中でも申し上げましたように、この佐藤さん、人格的にいいとか悪いとかということじゃなくて、役場の職員をつい最近までやっておられて、15年度・16年度の予算にも参画をしておられるような職員が監査をする。それももう身内と同然であります。それと、今、西山議員が議会選出の監査になっておりますけれども、西山議員の能力がないということじゃありませんけれども、議会選出と執行部の選出の監査委員がもう両方とも身内みたいなものじゃないかと。一般住民から見たら、議会は何をしよるんか、町長は何を提案しよるんかということになります。もう既にそういう話も聞いております。したがって、私はこの佐藤さんの監査委員の選任の同意については反対をいたします。

○議長（前田）続いて、賛成討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、本件についてを採決いたします。この採決については、中岡君外1名から無記名投票にされたいとの要求書が出ておりますので、無記名投票で行います。議場を閉鎖します。

（この間、議場の出入り口の閉鎖）

○議長（前田）ただいまの出席議員は18人です。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。また、白票があった場合は、会議規則第79条の規定により、本件に反対として取り扱いますので、ご注意ください。

（この間、投票用紙の配付）

○議長（前田）投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（この間、投票箱の点検）

○議長（前田）異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長（園山）1番白築議員、2番三浦議員、3番三宅議員、4番岡田議員、5番西田議員、6番渡辺議員、7番桑原議員、8番多田議員、9番齋木議員、10番西山議員、11番宮坂議員、13番崎本議員、14番原田議員、15番住吉議員、16番佐中議員、17番中岡議員、18番国岡議員、19番加藤議員。

○議長（前田）投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）投票漏れなしと認めます。投票を終結します。

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、13番崎本

君、14番原田君を指名いたします。立会人の立ち会いをお願いします。

(この間、開票事務)

- 議長（前田）投票の結果を報告します。投票総数18票、有効投票18票、無効投票なし。有効投票のうち賛成8票、反対10票。以上のとおり、反対多数でございます。よって、同意第5号については否決することと決めます。

議場の閉鎖を解除します。

(この間、議場の出入り口開鎖)

~~~~~○~~~~~

- 議長（前田）日程第5、同意第6号、山林監守人の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（山岡）同意第6号、山林監守人の選任の同意について。平成16年6月30日をもって久賀田君三さん及び後原健さんの任期が満了となることに伴い、山林監守人の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、後原健さん及び百本公司さんでございます。経歴については担当者から説明します。なお、提案理由につきましてですが、当初、後原進さんの選任同意をお願いする予定でございましたが、先日、後原さんが旅行先で体調を崩され、療養が必要となったことから、山林監守人としての職務を行うことが難しいと判断をして差しかえをさせていただいたものでございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

- 議長（前田）総務課長。

- 総務課長（窪地）それでは、同意第6号、山林監守人の選任の同意についてご説明いたします。議案書の4ページをお開きください。現山林監守人であります久賀田君三さん及び後原健さんの任期が平成16年6月30日をもって満了となりますので、後原健さんを再任として、百本公司さんを新任としてお願いするものでございます。山林監守人の選任の同意につきましては、公有林野等官行造林条例第2条の規定に基づき、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。山林監守人の職務内容といたしましては、海田町町有林監守人規則第3条に基づきまして、町有林を毎月1回以上巡視し、その状況を四半期ごとに町長に報告するものでございます。任期は4年で、定員は2名でございます。

それでは、初めに後原健さんの経歴からご説明いたします。後原さんは、昭和63年7月1日から4期16年にわたり山林監守人に就任していただいております。住所は、○○

〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日生まれで、現在〇歳でございます。職歴についてでございますが、昭和36年にマツダに入社され、昭和59年に同社を退職され、その後、昭和62年に森矢建設に入社され、平成3年に退職されておられます。退職後は農業に従事され、現在に至っておられます。

続きまして、百本公司さんの経歴についてご説明いたします。百本さんは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの方でございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日生まれで、現在〇歳でございます。職歴についてでございますが、昭和33年に広島駅前郵便局に入られまして、その後、平成6年に広島中央郵便局を退職されておられます。退職後は農業に従事され、現在に至っておられます。

お2人とも町有林の保護につきまして深い認識をお持ちの方で、適任であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば、許します。岡田君。

○4番（岡田）4番、岡田です。町有林の管理についてお伺いしたいんですけれども、毎月1回巡視をして報告を上げるというふうなことだったんですけれども、実際問題、今の町有林、100ヘクタール以上あるということなんですけれども、実際に私も行ったことはないんですけれども、前任者の方に聞きますと、かなり荒れていて、以前植林もされて、木が大きくなっておるんですけれども、それを伐採して出すというふうな状況にもないというふうなことを聞いておるんですけれども、今からこの広大な町有林を町としてどのようにされる計画があるのか、その辺をお伺いしたいんですけれども。

○議長（前田）建設課長。

○建設課長（児玉）議員ご指摘のように、非常に町有林が荒れております。現在、海田町としても17年度以降、町有林の再生というか、緑の計画を立てたいという計画を持っております。これにつきましては広島県とも相談しながらやっていきたいというのが1つ。もう一つ、今の官行造林の件でございますが、いわゆる植林をした後の手入れ等が全然なされていないという状況の中で、資産としては非常に少ないものとなっております。これにつきましても、森林管理所、国とも協議しながら、どういういわゆる資産運用ができるか、そういう面で検討していきたいと思っております。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）大変荒れておるといことなんですけれども、何か町有林の部分と民有林というんですが、そのくいが打ってあるらしいんですけれども、最近というか、そのくいそのものも腐ったような状況になって、どこが境界になっておるかわからんというふうな状況だそうなんですけれども、その辺のところは町として正確な、正確というか、把握をしておられるかどうかというのをちょっと。

○議長（前田）建設課長。

○建設課長（児玉）民有林と町有林との境については、町の方で測量を行って、境界についてはかちつとしたものを持っております。今言われたように、コンクリート柱以外にもプラスチック杭等で境界を打っております。これの管理については十分にやっていけるものと思っております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。原田君。

○14番（原田）14番、原田です。町有林のまず面積についてお伺いします。どれほどあるのか。ここに2名上がっておられる方は、いわゆる海田町の南側にしか町有林がないのかなというふうに受け取るんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（前田）建設課長。

○建設課長（児玉）海田町の町有林としては122ヘクタールあります。場所としては金ヶ燈籠から洞所にかけての山頂部分がほとんど町有林となります。そういう関係上、西の谷の方面、東の谷の方面ということで、2方面で2名の方をお願いしたという経緯もございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば、許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第6号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第6号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、同意第6号は原案のとおりこれを決します。暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 24 分 休憩

午前 11 時 39 分 再開

~~~~~〇~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第 6、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。15番、住吉君。

○15番（住吉）15番、住吉でございます。本日は2点ほど質問を出しておりますが、その第1点は、広島市との合併についてということでございます。広島市との合併を問う住民投票の期日が迫り、住民に対する説明会も行われようとしておりますが、私は私なりに合併に関する考え方を述べながら、町長のお考えをただし、かつ確認いたしたく、次の質問をいたします。

その1番は、合併は時代の流れだ、早く早くと呼び続ける人もありますが、合併はがむしゃらに早くすればよいというものではないと思います。特に、特例債のみに目を向けて、合併の真の目的を見失ってはなりません。合併の真の目的は誠に単純明快であります。その1つは、合併することにより私たち町民の暮らしが今よりもよくなること、2つ目は、合併することによってまちの将来の発展が望めること、この2点を最重視して追求すればよいと思いますが、町長はこのことについてどのようにお考えになりますか、お尋ねいたします。

2番目は、その合併の目的を追求するには、合併相手がそれを満たしてくれる状態にあるかどうか、よく見きわめることが重要であります。その点で、今の広島市は合併相手として条件が整っているのかどうか、疑問を感じます。その1つは、まず、財政的に不安であります。昨年10月の末ですよ、11月と私は出しておりましたが、10月の末に秋葉市長は財政非常事態宣言を行いました。これは、このままの状態では広島市の財政は破綻する、すなわち財政再建団体に転落するんだということでありました。財政再建団体に転落ということは、一般の企業で言えば倒産でございます。そしてまた、つい先々月の4月半ばには第2次財政健全化計画を策定いたしました。その中身は、大型事業のうち実に21項目、あるいは25項目とも言われておりますが、明確ではありません、を中止または一たん中止するもので、厳しい財政危機から抜け出すためのやむにやまれぬ苦肉の策であります。これは、市民への大きなサービス低下をさせ、苦しい我慢を強いるものでございます。その中には、扶助費の見直し、補助金の見直し、人件費の削減、

特別会計・企業会計の見直し、特に下水道については使用料の改定。今言ったことはすべて削減ですから、見直しということは。その他、受益者負担の見直し、高齢者に対する公共施設の使用料金の減免処置の改定、公共施設の駐車場の全施設を有料化する等、多くの財政立て直しのための苦しい見直し計画を立てております。我が海田町民は、このような状態の広島市に合併した場合、決してよいことではないと思いますが、この点について町長はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

それから、広島市の体制が不安定ではありませんか。市長と市議会の関係は常にぎくしゃくしております。県との関係につきましてもぎくしゃくしております。このような不安定な状況の中で合併交渉することは極めて不利であると判断いたしますが、町長はこの点をどのようにお考えでございますか、お尋ねいたします。

大きな3番目で、我がまちの財政状況につきまして。これは先般マスコミで報道しておりますが、報道しなくてもわかっておることでございますが、自主財源は50%強、財政調整基金は平成5年には底をつくという趣旨の記事を載せておりました。この自主財源50%ということは、他の市町村に比べて私はよい状況ではないかと。特に問題はないというふうに考えております。2番目、財政調整基金につきましては、質問では15億円と挙げておりましたが、先般いただきました監査委員の報告では、4月末で約14億2,200万円というふうに挙げておりました。これも特別悪いことはない。やむを得ないのではないかなと思っております。特に最近景気が回復状態にあり、大企業はもちろんです。中国特需等がありましてですね。中小企業も製造業とか、けさの新聞等を見ますと、スーパー等の売り上げ等も非常に伸びたというようなことを言っておりますし、個人消費も伸びておるといふようなことでございますので、二、三年、あるいは四、五年もすれば、税収等の増収が見込まれ、安定するのではないかというふうに私は予測しておりますが、この点は難しい判断と思えますけれども、町長はどのように判断されますか、お尋ねいたします。

大きな2番目で、前議会の提案事項について確認をさせていただきます。3月議会で提案いたしました高校生の交通時の交通マナー及びルールを守る指導のうち、海田高校の自転車通学等についてはかなりよくなってきております。特に私は毎日監視しております。「議会だより」にも載せていただいておりますので、その効果は逐次出てきつつあると思えますが、町としてはその後どのように取り組んでこられたか、また、今後どのように取り組んでいかれるのかをお尋ねいたします。終わります。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問の1点目でございますが、広島市の合併についてお答えをさせていただきます。まず、合併は、住民が安定した行政サービスを受けられ、安心して過ごすことができることを前提に考えるべきだと思っております。合併問題は、住民生活に密接にかかわる重要な問題でございますので、住民の皆さんと一緒に考えていきたいと考えております。そのためにも、直接、住民の皆様の意思を確認したいとの考えから、来る8月22日に現行の特例法による財政支援を受けて広島市と合併するか否かについての住民投票を実施させていただくこととしております。投票結果につきましては、住民の皆様の総意として厳粛に受けとめ、本町の方向性を定めたいと考えております。

2点目の合併の見きわめについてでございますが、広島市の財政問題につきましては、どの自治体も財政状況は大変厳しいものがございます。広島市では、中期財政見通しを踏まえた第2次財政健全化計画を発表し、財政健全化に向けて新たな改革の一步を踏み出されたと受けとめております。海田町も厳しい財政状況であることには変わりないと感じておりますが、今後、単独町政を維持しようとするならば、住民の皆様にも理解をいただきながら、歳出削減のため、事務事業の見直しや投資的経費の抑制、人件費の削減などを行い、また、歳入確保のため、町税収納率の向上や受益者負担の適正化のための見直しなどを行い、財源不足を解消するための行財政改革を実施しなければならない状況にあります。したがって、先ほども答弁申し上げましたように、住民の意思を確認して方向を定めたいと考えているところから、コメントは差し控えたいと考えております。あくまでも住民投票の結果を尊重したいと思っておりますので、ご理解をいただければ幸いと存じます。

広島市の不安定な状態での合併交渉は極めて不利ではないかのご質問につきましては、広島市の状態がどうであれ、合併を協議することには有利・不利があるとは思われません。

次に、我がまちの財政状況についてでございますが、議員ご指摘のとおり、町内の一部の企業で業績が上向き、さきの議会で平成15年度の法人町民税につきましては増額補正をさせていただいたところでございます。今後の景気動向につきましては、中国地方の上場・店頭公開企業の3月決算ではその7割が増収・黒字に転換し、短期的には景気に明るい兆しが見え始めているようではありますが、先般、町内の企業を訪問し、企業の方々と景況などについて懇談をしましたところ、まだまだ景気の回復には予断を許さな

いという印象を受けたことや、長期的には不透明なことから、現時点では景気が回復基調にあると確定することは難しいのではないかと考えております。

前議会での提案事項の確認についてでございますが、高校生の通学時の交通マナー及びルール等の指導につきましては、各学校に対しまして機会あるごとに、通学時の自転車における交通マナー及びルールについて学校としての指導を要請しているところでございます。また、春の交通安全運動においては、町広報で周知を図るとともに歩行者と自転車利用者の交通ルールの実践を重点目標に指導いたしました。これからも引き続き、海田警察署、海田交通安全協会、交通安全運動推進隊等と連携を図りながら交通安全の指導に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田） 暫時休憩をいたします。住吉君の再質問は13時からということで、13時から再開いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。住吉議員の再質問からでございます。住吉君。

○15番（住吉） 午前中は答弁をいただいたんですが、まだ若干補足質問をしたいところがありますので、確認のために再質問をいたします。もし合併した場合の建設計画の総額は836億円でございます。これは、盛んにこれを強調される方がいるんですが、どうも私はここに疑問を感じるんです。その中でJRの連続立体事業とその関連街路整備事業及び海田市駅南口の土地区画整理事業は約430億でございます。総額の中で50%以上を占めております。そこで、広島市は第3次財政健全化計画の中でJR連続立体とその関連街路事業の向洋駅より海田町までの間の事業を一たん中止し、県・国との調整・検討をするというふうなことの情報を得ております。これは、合併しても建設計画の中での予算的に半分以上の事業が当分できないということになるのではないかというふうに心配するわけでございます。その辺の詳しいことについてお尋ねいたします。

どうもこの広島市の財政健全化計画は、大まかなことは書いておりますけれども、我々はその文章を見たのでははっきりしない点がたくさんあります。この点について執行部の方ではどのように判断しておられるのかということを知りたいと思っております。

建設計画の中でその他の街路整備事業として新開蟹原線の3工区・4工区の整備とか中
店小学校線の整備、海田臨港線の整備、そのほか道路整備事業として町道6号線、町道
10号線の改良、畝橋、仮称ですが、の架橋というふうなことは建設計画の中に載せてお
りましたけれども、これは総額で大体91億円。10年の計画でございますので、1年当た
りに直すと9億ぐらいですね。そこらのところを、やや速度は鈍るかもしれないが、単
独でも十分に可能ではないかというふうに私は判断しております。その点についてもど
のように考えておられるか、お尋ねいたします。そのほか、公園整備とか上下水道の整
備等もありますが、これは合併しなくても当然計画でやるようになっておりますので、
余り心配することはないと思います。

次に、広島市の財政ということについて聞きましたけれども、町長も言いにくい点が
あって、明確なお答えは、私の気に入るようなお答えではなかったような感じもいたし
ますが、今、市議会の中の議会との対立は皆さんご承知のとおりですが、県との関係で
すね、特に南道路の広島西飛行場の北端の横断をトンネルにするのか橋にするのかとい
うことで、県知事と市長の意見が合っておりません。つい最近になりまして、市長の考
えが二転三転しております。そういうことで市の担当者もとうとう業を煮やして辞表を
出すような問題が起きております。これらは今月の市議会で結論を出すような方向で動
いておるようでございますが、広島市の市民のアンケートでは、橋でもいいから早くや
れというふうな意見が出ております。市議会はまた市長に対して、勝手なことを言うな
と。勝手におまえが決めるなというふうなことも言っております。以前には、完成は四、
五年おくれるだろうと。今のようなことをやっておったら。ということをおっしゃりま
したが、今日の新聞を見ますと、トンネルを橋に変えると、設計からやり直さなければ
いけないということで、着工に3年から4年ぐらいかかると。着工までにね。そういう
ことも新聞では流しております。これを、この道路の完成が1年おけると、経済的に、
ちょっと今、数字が定かでないんですが、数千億円の1年当たりの損失が出るというこ
とも言っております。道路をいろいろつけるのはつけてというふうな、国会でもありま
すけれども、日本の経済を考えた場合には、道路がやっぱり経済の動脈であり致命傷で
あるというようなことも言っておりまして、広島市のこの南道路を早くつけるというこ
とは大変大切なことなんだろうというふうに思っております。また、中国新聞には「ど
うする広島市」というふうな記事がかなり長期間にわたって掲載されましたが、あれを
見られた方は、これは大変だと。こんなところと合併してよいのかというふうに強く感

じられたものと思います。町長はこれらのことを判断されてどのようにお感じになりますか、もう1度お尋ねいたします。

次に、高校生の交通マナーについては、まあ、やっておるよというふうなことは返事がありましたけれども、先ほど申しましたように、海田高校あたりは大分よくなっております。聞くところによりますと、海田高校のPTAの方から聞きましたら、自転車の通学をする人で交通ルール・マナーを守らない者は自転車通学を即座に中止させるんだというふうな処置をとっておるようでございます。それから、国際学院高校については、けさもそうらしいですが、中店橋に立って教師が黄色い旗を持って指導しておられると。それから、中川福祉専門学校については、農協前のあの横断歩道のところの真ん中を通れないような処置を町でやっていただきました。高校生には、この前申しましたように、教師が十数名と専門学校の生徒220名が誓約書を書いて届けております。その中には、前回申しましたように、「信号を守ります」「道路の横断は横断歩道を渡ります」「自転車の2人乗りはいたしません」「その他の交通ルールをしっかりと守ります」というふうな誓約書に一人ひとりが署名しております。そういうことによって生徒が大変目覚めたんだなど。自覚したんだなどというふうに判断しております、非常によくなっております。これらのことを他校の生徒にも自覚を促すような政策をとっていただければ、格段によくなると思います。そういうことで、町としても各学校にもう1度そういう自覚を促すようなことをやってくれないかということ伝えていただいて改善を図っていただく考えはないのかについてお尋ねいたします。終わります。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）再質問についてお答えをさせていただきますが、最初に、広島市の情報では広島市の東部連続立体交差事業関連事業につきましては、10月ごろに国への平成17年度の予算要望時期を目安に、共同事業者である県と進捗調整等を図って事業のプログラムを確定されるというふう聞いております。これは5月31日の市の道路交通局長の方の仕事宣言の中にあつた内容でございます。そこらを含めて、合併建設計画に344億円計上して予定どおり進めるとなっていた事業を進捗調整の対象とすることについてはどうかということ、まだはっきりこれらも市・県の調整がもう少しまだ時間がかかるのではないかというふうに考えていますので、できるだけその情報が入り次第、また議会の皆さん方にも報告させていただきたいと、こういうふうに思っております。

次に、厳しい財政状況の中で、今言われましたようなことが、健全運営について、本

町においても非常に財政的には豊かでないわけでございまして、そこらで、街路事業とか公園事業、上下水道事業を含めて、都市基盤整備に不可欠な事業と考えておりますので、財源の確保をしなければ何をしてもできないというのが1つの目安でございます。そこらを含めまして、なお海田市駅南口の区画整理事業につきましても現在、今後の事業の進め方、事業手法についても、地元の地権者の方の皆さんともう1度よく何度も話し合いをしながらこれを協議して行って、結論が出た時点で見直しのことをやらせていただきたい、こういうふうに考えております。先ほど来答弁もさせていただいたわけですが、広島市と議会と執行部の関係もいろいろ新聞の中でしか入ってきていない情報を、我々はそれをある程度話の中に受けているわけでございますが、実際には広島市が二転三転しながら県との関係を県知事並びに市長と合わせながら前進をしておられるというふうに解釈をしておるんですが、これも広島市のことでございまして、我々が正式な場でこうしてコメントというのは差し控えさせていただきたい、こういうふうに理解をいただきたいと思っております。

最後になりますが、今の学校の通学マナーの件でございまして、私も以前にも住吉議員から指摘を受けてから、入学式とかいろいろなところへ出ましたときには各先生方にもいろんなことの、よくなったよと、もう少しまだやってほしいとかということ要望もしております。あわせて、町内でこの地域を、国際学院大学高校とか海田高校とか、また福祉学校とか小・中学校にもあわせてそういう交通ルールのマナーを指導いただくようにまた教育委員会の方にもお願いして、小さいときからそういうことを習慣づけることも必要ではないかというふうに考えております。ですから、機会あるごとに、ぜひそういう交通マナーの問題とか、学生としてのマナー、モラルの問題をあわせてお願いするつもりにしております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（前田）住吉君。

○15番（住吉）もう一つ、ちょっと私が心配なのは、まあまあ、町長とすれば難しいところはありますけれども、合併するといったときは建設計画で総額836億円を出すというふうなことを言っておったんですが、そのうちの半分を占める430数億の連続立体等の工事費をしないということになってからそうしたのか、財政状況が悪くなったのか、急にうやむやになってできないんじゃないかというふうなことになってくると、今まで何を言ってきたのかと。盛んに合併賛成すると言っている方は、800数十億の建設計画の予算がなくなるんじゃないかというふうなことを言っておりますが、そのこと

について広島市はうそを言ってきたのかなというふうな疑問を感じるんです。将来もこういうことをしっかりしていかないと問題が起こりそうな気がしますので、そこら辺のところをしっかりと踏まえて、将来、広島市と話をするときには、合併に限らず、今、財政的に非常に厳しい状況にどこもあるんですが、広島市が特に厳しい状況にありますので、そこらのところを踏まえてお話をしていただきたいなという感じがいたしております。

それから、高校の交通マナーにつきましては、大分よくなっておりますけれども、小・中学校はまあまあ守っておるんですね。だから、前に申しましたように、高校の生徒が模範を示すような行動をとってくれなければいけないのに、どうも高校生は模範的でないと。悪い模範を示しておるということでこういうことを取り上げたんですが、まあまあよくなりつつあるので、さらに努力をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（前田） 7番、桑原君。

○7番（桑原） 7番、桑原です。本日は、4点ばかり質問をいたします。その大きな第1点、教育問題についてでございます。その1つ、海田町教育委員会の人事一新に伴う新体制のもと、海田町の教育基本方針についてはいかがですか、お尋ねいたします。

2番目、教育基本法改正問題、小・中または中・高一貫教育、生涯教育、余裕教室等、教育を取り巻く多くの問題が生起しております。これらの諸課題に対処していく上で、新体制の教育理念についてはいかがでしょうか。

大きな2番、住民投票についてでございます。1番、海田町と広島市との合併について町民の意見を問う住民投票条例に基づき、平成16年8月22日に実施される住民投票に係る準備体制の進捗状況はいかがですか。

2つ目、住民投票条例に基づく住民投票の実施に当たり、町民が合併の是非を判断する上で必要な情報・資料を事前に町民に示し、その理解と周知徹底させるか否かが住民投票の成否を左右すると言っても過言ではございません。かかる情報・資料の内容並びに町民に示す時期はいかがですか。

3つ目、上述の2番目の合併の是非の判断に係る情報・資料の町民への理解、周知徹底を図るための期間、方法等はいかがですか。

大きな3番、海田市駅南口土地区画整理事業等についてでございます。1番、住民投票条例に基づく住民投票が執行される前の段階において海田市駅南口地区まちづくり意

見交換会開催の意図するところは何でしょうか。今後の当該事業等に係る町の明確な対処方針・提案等を示すこともなく、町民の意見のみを聞くことに終始するのは、実質的に意見交換会の体をなさないと考えるが、いかがですか。

2番目、住民投票の結果に伴う当該事業等の行政措置対応について、町長のお考えをお聞きします。(1) 合併賛成多数の場合。(2) 合併反対多数の場合。

3番、上述2の合併賛否の各ケースに対し、JR立体交差事業、中心市街地活性化事業等との関連も含め、当該事業等の今後の中・長期的財政、財源の見通しについて町長の所見をお聞きいたします。

大きな4番、町行政の取り組み課題についてでございます。1、海田町活性化委員会について。(1) 行政組織上の位置づけ及び性格づけはどうでしょうか。

(2) 海田町活性化委員会設置要綱第1条中「住民から広く意見を聞き」とあるが、その方法、手段等はいかがですか。

(3) 同委員会の委員の変動の有無についてはどうですか。交代、増・減員等についてでございます。

(4) 町政への反映の方法等はいかがですか。以上です。よろしく申し上げます。

○議長(前田) 町長。

○町長(山岡) 桑原議員ご質問の2点目、3点目、4点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

最初に、住民投票についてでございますが、住民説明会の日程も各自治会長の協力により決まっております。6月16日から8月6日まで町内31カ所で開催いたします。議員の皆さん方にもその日程については事務局の方に届けております。日程の詳細につきましては、6月号・7月号の広報に掲載するとともに町のホームページにも掲載しております。また、周知用チラシを自治会を通じて配布していただく予定でございます。説明資料につきましては、本議会の終了後、時間をとっていただきまして議員の皆様にお示しいたします。内容は、投票の趣旨説明、町の財政見通し、財政健全化計画素案の説明でございます。

なお、町民の皆様への情報等の提供については、7月号及び8月号の広報に掲載するとともにホームページにも掲載をいたします。また、8月の初めに製本した冊子を全戸配布し、再度、情報の確認をしていただけるようにいたします。

投票していただくための啓発活動につきましては、選挙管理委員会とも協議しながら

チラシの配布など、街頭活動もあわせて実施したいと考えております。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業等についての質問でございますが、まず第1点目の意見交換会の開催の意図についてでございますが、町民の意見のみを聞くことに終始し、意見交換会は体をなしていないとの質問でございますが、本町は現在進めている土地区画整理事業につきましては、本年度末には仮換地の指定を行う予定で地元の方々との調整を図るべく努力を続けてまいりましたが、地権者の方々の合意形成が整わないことから、現在の事業計画をそのまま実施することができない状況になっております。私といたしましては、今後のまちづくりの進め方につきましては、現事業計画の見直しを視野に入れ、地権者の方々との話し合いを十分に行いながら地域のまちづくりを考えたいと考えております。このため、地権者とのまちづくり意見交換会は、住民投票の結果にかかわらず海田町の将来像を描くものとして、地権者の方々の合意形成が得られるまちづくりの方策を探る、これを目的に開催いたしました。特に4月26日に開催した第2回の意見交換会では、第1回の意見交換会でお伺いした意見をもとに、現事業計画に対する私の考え方を明確にした上で現況の中で選択し得る可能性のある新たなまちづくりの方策についてご提案申し上げておりますので、開催した意義はあったものと考えております。また、地権者の方々のご意見やご要望を今後のまちづくりの方策に反映させるため、当日欠席された方々には戸別訪問を実施し、ご意見やご要望をお伺いしているところでございます。

次に、第2点目の住民投票の結果に伴う土地区画整理事業への行政措置対応についてでございますが、窪町地区はJR山陽本線と呉線の結節点でもある海田市駅の南側に位置し、広島都市圏の中で東部地域の拠点としてのまちづくりが求められている本町の中でも中心的な役割を果たすべき地域として位置づけられております。このため、海田市駅南口地区を本町の核にふさわしい魅力ある市街地として整備することが海田町域の全体の発展にもつながるものと考えております。したがって、海田市駅南口地区まちづくりにつきましては、住民投票の結果にかかわらず実施すべきものと考えております。また、事業計画の内容につきましては、現計画を見直し、地権者の方々のご意見やご要望を反映させた内容にしたいと考えております。

次に、第3点目の土地区画整理事業等の今後の中・長期的財政見通しについてでございますが、現事業計画での区画整理事業にかかわる事業費は総額91億円でございます。その財源として国庫補助金や県道振り替えに伴う県負担金の増額等による特定財源が19

億1,021万円、これに起債5億7,080万円と一般財源66億2,899万円を予定しております。また、財源の確保につきましては、今後の事業計画の見直しを視野に入れ、補助メニューの選択内容を研究してまいりたいと考えております。

続きまして、町行政の取り組み課題についてのご質問でございますが、まず、1点目の海田町活性化委員会でございますが、行政組織上の位置づけ及び性格づけにつきましては、いわゆる地方自治法第138条の4に規定する附属機関のようなものではなく、任意の懇談会・懇話会形式として位置づけております。

次に、広く意見を聞くための方法及び手段についてでございますが、町内の様々なご意見をお伺いするために、多方面において活躍されている方々を委員にさせていただきましたが、今後につきましては、必要に応じ各種団体との意見交換やアンケート調査等も検討してまいりたいと考えております。

次に、委員の変動の有無についてでございますが、ご議論いただく内容が本町の活性化策や将来のまちづくりなど、幅広い範囲にわたるため、委員の任期につきましては特定期限を設けず、議論が終了するまでの間としているものでございます。なお、今後、委員会の中にテーマに応じて専門部会のようなものを設け、町民の中から新たな委員の公募等を行い、委員会に加わっていただく予定でございます。

次に、町政への反映方法でございますが、委員会が出された貴重なご意見等につきましては、今後の町政運営の参考にしてまいりたいと考えております。

2点目の住民意見・総意の具体策の進捗状況についてでございますが、地域ぐるみで住みよいまちづくりを推進していくため、現在、懇談会等を通じて自治会との密接な連携を図るとともに、目的に応じて説明会等を開催し、住民の方々のご意見をお聞きし、町政へのご理解を求めているところでございます。なお、タウンミーティングにつきましては、住民投票等の関係もあり、現在のところ、行っておりませんが、今後、実施に向けて早期に取り組んでまいりたいと考えております。

最後の質問が、桑原さん、抜けておったんですね。

それでは、最後の1点につきましては、教育委員会の方から答弁をしますので、よろしくお願いたします。

○議長（前田）教育委員長。

○教育委員長（瀧川）教育委員長の瀧川でございます。桑原議員のご質問の中の教育問題についてお答えいたします。まず、1点目の新体制における教育の基本方針でございま

すが、本町の平成16年度の教育行政施策といたしまして、基本方針を広島県教育委員会の教育行政の方向性「新たな教育県ひろしまの創造」、これを踏まえて、創造性豊かな人づくり、これを基本目標といたします。もろもろの施策を展開していくことを考えております。

次に、2点目の、教育基本法改正の問題等、教育を取り巻く多くの課題でございますが、教育基本法の改正等、大変大きな問題でございますので、国や県の動向を注視しながら、指導をいただきながら的確に対処してまいりたいと思っております。新体制、教育長、教育委員長がかわりましたけれども、人はかわりましたけれども、ご質問の教育理念をしっかりと継承しながら頑張ってまいりたいと思っております。現在は、創造性豊かな人づくり、これのもと、子どもたちにゆとりの中で、生きる力、これらをはぐくむことを目指して、豊かな心の教育を求めてまいります。基礎学力と基礎体力の定着に根差した、確かな学力、強靱な体力、地域に開かれた信頼される学校、これらの創造、こういうものを重点といたしましていろいろな施策を社会教育・学校教育両面で展開してまいります所存でございます。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）再質問させていただきます。1番の教育問題についてでございますが、私は、この4月8日だったんですけども、東広島市中央公民館と、5月23日の広島市の広島国際会議場「ひまわり」で、いずれも教育シンポジウムが開催されて、それに一応出席したわけでございますが、両者とも今の教育界の現状に照らして、このままでいいんだろうかと。日本の教育がいいのか、広島県の教育がいいのかという、教育基本法の改正も問題にしながら、要するに教育の危機感をあおるようなテーマでパネルディスカッションが行われたわけでございます。そこで、海田町の新体制の教育委員会として、先ほどご答弁いただきました海田町の教育基本方針なり新体制の教育理念に照らして海田町の教育行政なり教育政策といいますか、その現状と課題に関して今日までのところでお気づきの点があったら、お伺いしたいと思います。

それから、2つ目の住民投票についてでございますが、住民投票条例の第19条ですね、この規定に基づき、施行に関する必要事項は町長が別に定めることになっていると書いてありますが、これは規則のことだと思うんですけども、これはどのようになっているんでしょうか。これは早急に対処すべきと考えるが、どうでしょうか。

2つ目、住民説明会において日程が広報かいたに掲載されました。それによりますと、

旧東海田地区と旧海田市地区とに分け、かつ旧海田地区自治会ごとに選考させた理由です。それは何でしょうか。

それから、3つ目の海田市駅南口土地区画整理事業等についてです。この前の意見交換会の話聞いて、私は平成12年の公共事業見直し基準、要するに3党合意書による見直し基準、その当時のことを思い出さざるを得なかったわけです。そのときは、全国で233事業が政府から中止勧告を受けました。その中に海田市駅南口土地区画整理事業が挙げられております。新聞にも公表されたんですね。その公共事業の抜本的見直しに関する3党合意書によれば、採択後5年以上を経過してはまだ着工していない事業、その当時は海田町は窪町の場合は8年を経過していたんです。中止勧告を受けたものは中止を前提に抜本的に見直すことにしており、これからの事業は地域の住民のコンセンサスを重視すべきだということに言っているわけです。これに対して町は抜本的に見直すこともなく、従前と同様に地元住民を無視して、はなから事業継続のための所定手続きを町の独自で一方的に進めてきたわけです。このことは町長自身もよくご存じのはずなんです。これはだれも否定できない、紛れもない事実なんです。現在の事態に至った責任は一切町にあるんじゃないですか。私はこれらのことは広島県都市計画地方審議会の席上で代表として意見開陳を行ったところで、そのときに返って意見交換会をやるならいいですよ。今、審議会まで委員を選定して進んでいる段階でこのころに返って意見を聞くというのは、全く意見交換会の意味をなしていないんじゃないかと。その当時ならいざ知らず、今になって初めからやるというのは意見交換会になっていないよという意味で申し上げているわけです。

それから、4番目ですけれども、活性化委員会設置要綱が休会中に、ご存じのように、配付されました。委員会という名のほかに審議会、協議会、調査会というような名称がいろいろございます。委員会も審議会等も、ともに複数の構成員の委員から成る合議体の機関であることは申すまでもないことなんですけれども、あえて委員会となされた理由は何でしょうか。

今、議長、4番の2番を飛ばしたのは、もうだめなんです。

○議長（前田）答弁があったんですが、通告を読まなかったから、なしにしてください。教育長。

○教育長（正木）それでは、現在、本町が置かれております教育課題ということで、あったらということでしたけれども、この教育課題というのはたくさんございまして、本町

だけが特別にあるわけじゃございません。全国的に教育について多くの課題を抱えております。本町になくて、よそにあるというのありません。全国的に押しなべて、都市化したところについては同じような課題を抱えております。課題の原因は何かと言われると、これも少々いろいろ論がございまして、いわゆる少子・高齢化の問題であるとか、社会現象になっておりますことも含めていろいろ取りざたされているわけでございます。これらの課題を克服するのに、すぐ特効薬があるかという、これはノーでございます。いろんなことを着実に一步ずつ進めていくしかないというのが大方の見方でございます。本町も県も国もなんですけれども、国の予算が国の教育方針によって編成されますので、どうしても、国の追随をするということではなくて、そこに行かざるを得ないというようなこともございまして、国も県もやはり同じような教育方針のテーマを掲げております。それは何かといいますと、3つ大きいものがあるんですが、3本柱なんです、1つは、基礎・基本を基本にした確かな学力を養うこと、それから2番目が、今一番話題になっております心豊かな道徳教育を基本とした心の教育を進めること、3番目が、学校が信頼されるものになる、この3つが大体国も県も、本町も同じですが、3つの大きな柱を掲げていろんな諸施策をそれに則して進めているところでございます。本町の場合は去年から道徳教育の指定校の指定を西中学校が受けましたりしたこともありまして、特に2番目の道徳を中心とした心のありよう、これをしっかり力を入れて現在は進めているところでございます。

○議長（前田）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原晴彦）それでは、施行規則でございますけれども、これは5月28日に公布をし、施行させていただいております。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）次に、意見交換会の説明会の順番の理由でございますが、先般の一昨年行われました合併の説明会には反対を回っているんですね。新町の方から大体窪町の方へ回ってずっと回った経緯がございまして、自治会長さんとも示し合わせながら協議した結果、今回は反対側から、今の成本・石原地区から回って最後に新町・稲荷町の方へ帰ってくるということから了解をいただきまして、場所の選定とか集会所とか日程をあわせて協議をしていただいた中でこういう日程にさせていただきました。

次の意見交換会の南口の件でございますが、私は昨年11月に就任させていただきました、過去の経過は今るる桑原議員がおっしゃるわけでございますが、私なりに一応の

はっきりした指針を示すためにも、いろんな意見を聞く場を持っていなかったということを含めて、何回かこういう会を持ちながら、今後どうしたらいいのか、南地区が海田町の基点としてどうしても発展しなきゃいけないということを含めて、改めてこういう説明会をさせていただいたというふうに理解をしています。そうした中におきまして、やはりコンセンサスとかいろいろ皆さんの意見を収集しながら、今後どういうふうに進めたらいいのか、そういう判断のもとにしたいと、こういうふうに考えております。

それから次の、委員会の目的は別に意図はございません。各種委員会いろいろございますが、今回は海田町の活性化委員会ということで位置づけてさせていただいたと。以上でございます。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）1番の教育問題についてですけれども、先ほどの現状と課題から教育体制の確立とといいますか、学校、家庭、地域社会、それから今、教育長の方からお話があった基礎・基本教育の徹底とといいますか、知育、徳育、体育、それに最近では食育というんですか、そういうようなものまであるわけですが、海田町の教育行政なり教育政策の今後の方向についてお尋ねしたいと思うんですけれども、先ほどおっしゃっていたように、学力、心の豊かさ、信頼性のある人間とといいますか、そういう3つのことを教育行政なり教育政策の今後の方向にするということなんですかね。その点をお尋ねします。

それから、2番目の住民投票についてですけれども、この日程からしますと、自治会ごとに1回だけの説明会で終わることになると思うんですけどね。それはどうですか。

1地区1回だけの説明会では、出席者数が少なかったり、住民が疑問を持って質問しても満足な答えができなかったような場合、そういうようなことから、住民の合併の是非の判断に必要な情報を周知徹底させるということにならない、形式的な説明会の開催とのそしりを免れないんじゃないかということを心配するわけです。すなわち、これは住民投票条例の第14条の趣旨に、もとのことにはならないでしょうかねということなんです。努めなけりゃならないと言って、これぐらいのことで努めているのかねと言いたいわけですよ。この前、総務文教委員会として研修に行ってきました平田市の、今年の12月に実施したところへ行ってきたわけですが、これは人口が海田町と全く同じぐらい、3万人弱、面積は10倍なんです。12月7日に住民投票を実施して、やっぱり3カ月前ぐらい前、全く条件は同じなんです。3カ月前ぐらいに条例をやって、そのときは

規則も早く出していますよ。そういうようなことで、投票率が70%弱だと。いい勉強にはなったんですけどもね。そのときの説明会の延べ開催回数が147回なんです。延べ参加人員が5,000人。それで、11地区ありまして、一番多い回数が19回、少なくとも8回はやっているわけです。それで、平均、人数の多いところは594人出席、少ないところで190人というような結果なんです。それに比べてちょっと海田町は、これは研修から帰って海田の広報を見て思ったんですけどもね。そのときに、なぜこんなに回数を多くやったのかということの質問をしたわけです。そうすると、一定の説明員だけじゃないんです。各地区に役場全体の人々が張りついているわけです、責任を持たされて、その地区ごとに。それでいろいろ市民と一緒にになって議論をして、質問がわからなければ責任を持ってそれに回答するように、何回でもやるようにしているわけです。それで、市長はとにかく1地区1回だけは出席していろんな意見交換をやるということ、そういうようなことをやっている。だから、市の職員も一生懸命勉強しますし、市民の人も関心を持って集まってくるわけです。それで70%ぐらいの投票率になったということが考えられるわけですけども、その辺のことについて、詳しくはデータがありますからあれですけども、大まかに言って、そういうことをやっているんです。特によくやっているなと思ったのは、その説明会に世帯主しか来られないんですよ。一般世帯主ぐらいしか来ていないのを、それではというので、夫人だけの説明会もやったり、職域団体を中心に説明会をやったりしているわけです。そういう努力をやっているわけですよ。そういうことについて町長はどのようにお考えですかということ。

それから、3番目の海田市駅南口土地区画整理事業等についてですけども、5月24日「区画整理ニュース」の資料の概要を見せていただいたわけですけども、現計画、変更、中止、凍結という4ケースについて、これは質問にもありましたけれども、至極当たり前の課題提起がなされているわけですよ。「窪町の幸せを守る会」の人たちから見れば、今さらといった感じなんです、こんなことは。もう十何年前の話なんです、こんなことは。それで、この課題提起の中、課題提起は、今から行われる住民投票の結果、いずれかわからんわけでしょう。すなわち合併か単独か、それとも共通事項のケースとしてこの問題提起をなされたのかどうか。厳密に言えば12通りないとおかしいんですよ。単独だった場合はこういう問題の提起があるよ、合併したらこういう問題があるよ、共通項としてこういう問題があるよと、4つに分けて、なら、12通り出さないとおかしいんじゃないですかという意味です。それも示さないで、ただ意見を聞けと言われて

でも、わからんわな、住民の人は。また、そういう段階じゃないんですよ、もう今。それもわからないで、ただこうやって意見を聞きます聞きますと言っていたんではいつまでたってもらちが明かないでしょう。例えば今、住吉議員がおっしゃったように、合併したような場合には法定協の協議を今からやる、そして合併建設計画がどうなっているのか、内容がようわからんままで、そういう前提がはっきりしないのに意見を聞いてどうするんですか。意見を言ったって、合併になるのかどうかわからんから、それで第1問で言ったわけですよ。前提がはっきりしないのに、なぜこんな意見交換会をやるんですかというのは、そういう意味が入っているわけですよ。そう思われませんか。要するに、そういう時期じゃないということね。ちなみに、合併となった場合、今申し上げたような法定協とか合併建設計画の内容等、それ次第ですよと回答は言うんですか。意見は聞いておいて、いや、それはまだわからんから、どうなるのかわからんと言うて回答するわけでしょう。だから、この問題提起はそのうちの、12通りのことを言っているんじゃないわけですよ。何かようわからんけど、財政問題とか何だかんだとか、いろいろ書かれているんだけど、合併した場合なのか、単独の場合なのか、共通的な問題なのか、さっぱりわからんままで問題提起して住民に意見を聞くとしたって、行政当局がはっきりわからんことを住民に意見を聞いてどうするんですか。また、そういう時期じゃないじゃないですか、もうどんどん進んでいるのに。そういうことを何回も、第1回るときから言っているんですよ、私は。だから、課題の提起も不確定なものになると考えられて、本当に示すのが難しいような現状で、かつ、住民に合併の賛否とか共通の12通りの課題を示すこともなくて、ただ住民から意見を聞くだけでは、全く理解に苦しむわけ、私はね。そう思われませんか、行政サイドとして。今はそういう時期じゃないと何回も言っているわけです。住民としては問題の整理もできかねるし、町の方も確固たる見通しもない、信念も示さない。絶対やりますよと言わないでしょう。ただ意見ばかり聞いて。これはやるんだと言わない限り、第2の段原地区みたいになるわけですよ。宙ぶらりんでそのままいっちゃってね。築何十年と家が建ったままになっているわけじゃないですか。早くやってくれと言っても、やれないし、住んでいる人はえらい目に遭うわけですよ。それを心配しているんですよ、窪町の住民は。ただ意見を聞くというだけじゃ、しょうがないという意味だ。

それと、資料概要の4つのケースの各課題の根拠になる行政実例を示してほしいというわけ。例えば平成12年に、今申し上げたように、公共事業見直し基準に基づいて233

の事業が中止勧告を受けて、ほとんど中止したんですよ。そのときに、中止したら補助金を返さなきゃいけないとか何とかといういろいろ書いておられますよね。最近、横浜の中田市長がやめましたわな。そんなのはどうなっているの。どのようにして済んでいるのか、そんな実例を示してほしいですわ。ただこうなるんじゃないかみたいな話でね。本当にそう思いますよ。だから、4つの、継続、中止、変更、凍結になった理由を示してほしい、その行政実例を。そうしたら納得するでしょう。それも示さないで、しかも12通りのことも示さないで、住民にただ意見を聞くというのはひどいじゃないですか。そういうことです。

海田町の活性化委員会についてですけれども、これは釈迦に説法になると思いますから、その点をお許し願いたいんですけれども、国家行政組織、地方行政組織、この上では2つの用語、例えば委員会ですよ。委員会と審議会、今申し上げたように、審議会、協議会、調査会と、いろいろあるわけですよ。その審議会等とは区別して用いられているんですよ。ただ単に、委員会は意味がありませんと言うんじゃないんですよ。ちゃんと法律で決まっているんですよ。だから、釈迦に説法だと申し上げただけでね。関係法令をご覧になれば、具体的に示されていますよ、それ。じゃ、簡単に述べます。国家行政組織法の第3条です。委員会の方は、国の意思を決定して、外部に向かってこれを表示する権限があるわけですよ。行政機関、つまり行政委員会なんですよ。ただ委員会だっというので、名前はどうでもいいんだという意味じゃないんですよ。国家公安委員会、公正取引委員会、文化保護委員会、いろいろあるでしょう。教育委員会。だてにしているんじゃないんですよ。国家行政組織法の8条では、審議会等の場合は、国の意思をみずから決定したり、または外部に向かって表示したりする権限を持たず、各種の行政機関の諮問に応じて自発的に一定の事項を調査し、審議したり審査したりする機能を持つんだと。いわゆる諮問機関なんですよ。これは諮問機関でしょう、まさに。その参与機能的なものを指すという意味でね。わかりやすく言えば、国家行政組織法の建前から言うと、委員会という名称はいわゆる行政委員会に、そういうもののみに使われるし、その他の場合、諮問的・参与的な合議制の機関については審議会とか協議会とか調査会とか、委員会以外の名称を使うべきだということになっているわけです。だから、国家だけじゃないですよ。地方自治法にもちゃんと載っていますよ、それと同じことが。180条の5、202条の3を見てください。はっきりそれを区別していますから。解説を読んだらわかりますよ。法律的にはそのようになっているけれども、町長はどのように考

えておられますか。

○議長（前田）教育長。

○教育長（正木）本町の今年度の基本方針についてお答えいたします。しょっぱなの委員長が申し上げたことと多少重複すると思いますけれども、基本方針につきましては、昨年と今年と変わっているかといいますと、ほとんど変わっておりません。同じ基本方針でございます。まず、創造性豊かな人づくりというのを基本的な考え方にしております。これを実現するために、先ほど申し上げました3つの事項です。確かな学力と強靱な体力、心豊かな人づくり、地域で信頼される教育、こういう3つを基本に置いて方針として教育行政を進めてまいります。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）合併の説明会の件でございますが、この件も、先ほど説明いたしましたように、自治会単位であらゆる手段を通じてやるということを含めて、例えばその日に行けなかった方には、16日から始まる成本、石原、畝というふうにあるわけですが、その都度、町内広報を回しまして、拡声機で車で、ある程度の報告をさせていただきたい。例えば、本日出席できない方は、明日は石原会館でやります、その次は畝のふるさと館でありますということも含めて町民に周知・広報したいと、こういうふうを考えて、いろいろ方法を考えて、出席を促すようなことをしたいと、こういうふうを考えております。

次に、駅前南口の問題でございますが、今、桑原議員がおっしゃいましたように、いろいろな事例が、段原にしても、全国にかなりのこういう、一たん中止とか実施とか、いろんなことがございます。その中におきまして我が海田町はどうしたらいいのかということを、私は、11年間も今日まであったものをただ以前のままを続けるというんじゃないに、改めて皆さんも一緒に土俵に上がってもらって、そして話をしながら、いい方向に進めていきたい。特に駅前の活性化はまちの基点だということを先ほども申し上げております。そのとおりに違いありません。ですから、とにかく桑原議員さんもぜひそういう会には出席をして意見を述べてください。先般も出席がなかったことを私は思うんですが、ぜひ出席をして十分そこらをもたお願いしてみたいと思っております。

次に、先ほどの委員会の状況なんかにつきましても、確かにおっしゃる、いろんな審議会、懇話会、いろんな委員会がございます。この点につきまして、ただ今回の町の活性化委員会につきましては今お示ししたことをお願いしておるわけでございますが、今、

桑原議員がおっしゃったことはほとんど一般質問の問題に上がっておらんことを説明されたというふうに私は理解しております。よろしくお願いします。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）3番目の区画整理事業のことについてですけれども、これの中にも質問は出ていましたよ。今さらそんなことを言って、逆戻りじゃないか。本当にそう思いますよ。時間の関係もありますから。まず、とにかく行政実例をちゃんと調べてくださいよ、どうなっているのか。ただ机上でどうだこうだというんじゃないでしょう。問題提起をしたんじゃないくて、実例がこうなっているからこう考えているんだと。それで、やるのならやるように、決意を持ってやるという決意表明ぐらいやったらどうですか。ふらふらふらふらやっておるから、第2の段原になるんじゃないかと思って、住民はみんな行かないんですよ。そんな説明を今さら聞いたってしょうがないと思っっているんですよ。そうでしょう。だって、町の責任で、前の町長がやったことは知らんなんて言わないでくださいよ、本当に。本当にそうですよ。住んでいる人間は不安なんだから、本当に。だって、この前の3党合意書だって、住民のコンセンサスが重要だと言っているんじゃないですか。それを言っていないで、ただ意見を聞いて反映しますなんて。そんな時期はもうとっくに済んでいますよ、本当に。要するに、行政実例を生きた現実の指針として、住民の投票の後にこの4ケースについて……。今度は町長マターなんですよ、これは。町長が施行主なんだから。だから、町長マターとして見直して十分検討して、そのうちの1つを町としては、やりたいと。その選考を決定した上で施行、信念というんですかね、これは。絶対やるぞというような、そういう決意表明ぐらいしたらどうですかね。いつまでたっても、住民の意見を聞きますとか、そんなことをぐずぐずやっていたんじゃない、しょうがないでしょう。だから、そういう町の方針を示さないで、ただ聞いたんじゃない、しょうがないということなんです。

それで、町長選で窪町の住民に訴えた凍結の関係はどうなるわけ。これには凍結、いろんな問題点を書いておられますよ。問題点を書いておられて、町長選挙のときには凍結凍結と言って、この前の議会のときもそう言ったって認められたわけですよ。凍結はどこへ行ったんですか。ただ問題提起しているだけじゃないですか。それで住民に意見を聞くって。住民としては、ばかじゃないかと言われますよ。ばかにされていると思っいますよ。凍結と言ったと、この前の議会でもおっしゃったじゃないですか、町長は。そうおっしゃっておりながら、ここで、凍結する場合にいろんな補助が中止になるとか

何とかと言うて。凍結したら、ほいじゃ、実例はどうなっているんですか、凍結したところは。それを言っているわけですよ。議会で発言されたことについて責任を持ってほしいと思うわけですね。

区画整理事業のことはまず、だから行政実例を調べて。12通りの問題提起をしないでただ意見を聞いただけでは、住民は何が何だかわかりませんよ、本当に。もし合併する方向になった場合にはどうするんですか、本当に。今から法定協議会がどうなるかわからん、建設計画もどうなるかわからんから、あのときに言ったことはわからんという、そういう状況で意見を聞いたことになるんですよ。それを言っているわけです。ただ時間稼ぎというのか、何かそんな感じがして、しょうがないから、私は出席しなかったわけですよ。ほとんど出席していないでしょう。こんなこと、企画部長なんかでも十何年前から知っているでしょう、こんな問題点は。というわけですよ。もう1度教えてください。

それから、委員会のことなんですけれども、あんまり誤解をされるようなことはやらない方がいいと思うんですよ。そんな深い意味はないよと言うたって、法的にはそういうふうになんかちゃんとなっているわけですからね。県も各市町村もそういうことをちゃんと頭に入れて、審議会なり調査会とか、いろいろ委員会とか、名前をつけているんですよ。そのくせ、今から何か幹事会を設けてというので大々的にやるようなことを今、町長がおっしゃったじゃないですか。ますます委員会に近いようなことを言って、現実はそのじゃないんですよ。諮問機関ですよ、これは全くの。参考にするなんて言っているんですよ。委員会だったら、参考にするんじゃないですよ。そのままぱつと言うんですからね。対外的に法的効果があるように発表できるわけですから。権限を持っているわけですから。おっしゃっていることと考えるおられることが全然違うというように私は思うんですよ。だから、そういう点は気をつけていただきたいと思うんです。誤解を招くようなことはやらない方がいいんじゃないかということですよ、要は。もう1度教えてください。

○議長（前田）建設部長。

○建設部長（富田）区画整理事業についてのご質問にお答えを申し上げます。意見交換会について、新しく現町長がつかれて、いろんなご意見が出る中で、ぜひ直接住民の方々の肉声を聞きながら事業をどう推進していくのかというふうなご答弁を申し上げられたところだと思っております。それを踏まえて、1月に直接30数名の地権者の方々や関係者の

方々が集まられて意見交換会を開かれた。そのつぶさな状況を見せていただいて、後からではありますけれども、交換会の実情を把握された上で、その意見の総体の中から町長の判断でこの事業について改めて意見交換会を開きながら、1月の意見交換会の出されたいろんな白紙等の撤回というふうな意見も出されたようでございますから、そういうことも含めてどうするのかということ、それを踏まえてご判断をされた結果、第2回目に、ある程度の方法論を、考えられる方法について、できる限りの資料をお示しして、その上でそれを説明させていただいた上で、皆さんとともどもにこの今の状況をどういう切り口でもって打開をしていくかということを考えられたわけです。ですから、そのつもりで、今、桑原議員がお示しのような今後の取り組み手法について県の方にも協議をしながら、現計画を進めた場合にはどうなるか、あるいは区画整理事業を変更するということを前提にした場合どうなるのか、それから、白紙というふうなご意見があった場合にこれはどうなるのか、あるいは今出されたような凍結の場合はどうなるのかということコンパクトに示した上で、十分説明会で質疑やご意見を聞きながら次の糸口を見つけていくということで開かせていただいたわけでありまして、今のように、こうだからこれはだめだ、こうだからこれはだめだというのであれば、糸口は全く見つからないということになるかと思えます。ですから、先ほどから町長のご答弁がございましたように、基本的にはこの地域は海田町のためにはやはり整備が必要な地域だということの前提の中で、ただし、何回も桑原議員がおっしゃったように、町民の合意形成ということが大前提ということ町長の方も強く申しておるわけでございますから、そのための糸口、方策がどうなのかということの意図を十分ご認識いただいて我々の今の動きをまたご理解、ご協力をいただいたらというふうに思います。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（池乃本）委員会の性格なり位置づけなりということのご質疑でございますが、国家行政組織法の方では第3条の方に規定をされておることでございますが、地方自治法の方では138条の4の方に規定されております。これは条例とか法令とかというものに基づいた委員会でございます。そのほかに町長のいわゆる意思形成をするための意見を求めるものとして任意の懇話会なり、そうしたものがああります。そうした中で、この委員会の方は任意の委員会ということでの位置づけでございます。

○議長（前田）桑原君。

○7番（桑原）もう時間がないから結論だけ申します。区画整理事業、これについてはと

にかく行政実例をもう少し勉強してくださいよ。ただ机上の議論みたいなことで、こうなるんじゃないかとか何とか。はっきりわかる手本が、233ほど中止して今現在どうなっているのかというのはわかるでしょう。継続したところ、中止したところ、変更したところ、凍結したところ、皆わかるじゃないですか。それを調べないで、建設部長は何か認識してくださいと言うんだけど、認識の相違ですよ。全然私なんか考えていることと格差があり過ぎますよ。そういう実例も調べないで、ただ問題の提起をやって。前提がまたはっきりしないわけでしょう。だから、私の質問に対して全然答えていないんですよ。こういう前提となるべきファクターが不確定な状況のときに、なぜこんな意見を聞くんですかと言うんですよ。やるのなら、町の方針を決めて。今、いいチャンスじゃないですか。町長が新しい町長で、しかも町長マターのことなんです。町長が施行主なんですよ。そんな、中止するんだったら補助金がへったくれじゃのと言うなら、そのときにどういうふうになったかねというのを聞いた上でやっているんじゃないんでしょう。そういう問題があるよというだけで。この近くでもいろいろあるじゃないですか。そのままになっている呉とか、神辺の方とか、いろいろありますよ。そのところへ聞いたんですか。全国的に聞いたんですか。まずそれが第1点ですよ。認識しろとか何とかと言っても、砂上の楼閣の議論をやっている意見を聞いてもどうしようもないということですよ。

それから、委員会のことは今、企画部長がおっしゃったように、地方自治法でもちゃんと決まっているし、余りくどくどと言いません。そんな誤解を招くようなことはやめた方がいいでしょうということですよ。質問を終わります。

○議長（前田）16番、佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。合併問題と住民投票についてお尋ねいたします。今回の住民投票は、来年の3月末までの合併を前提にし、合併賛成・反対だけを問う住民投票であります。地方自治法の第2条の目的で明確にされている地方自治の役割は全く除外されているように私は思っております。しかも、国や県の押しつけ、あるいは国の財政対策の1つとして地方分権の名のもとに全国一斉に市町村合併を打ち出し、従来からの合併特例法を盾に、時限立法によるあめとむちで全国に陰に陽に圧力をかけてきております。冷静に考えてみると、住民のための合併なのか、政府の思惑どおりの合併なのか。私はここが一番分岐点と判断せざるを得ません。これまでの合併は、全国的に見ても、町民から声が上がった合併ではなく、国や県の押しつけで、しかも県が1ないし

2のパターンを示し、それに乗っているだけのことであります。

そこで、具体的にお尋ねいたしますが、まず質問1、私は、海田町民の暮らしを応援し、教育・福祉を中心に町民本位のまちづくりのやり方は、合併をして10年間だけではなく、将来15年、20年、30年後の海田町の姿はどう変わっていくのか、この判断が求められていると考えますが、どのような見解なのか、お尋ねいたします。

質問の2、住民投票を行う場合、合併先の広島市が海田町をどのようにまちづくりを進めてくるのか明確にしなければ、判断ができないと考えます。8月22日の投票日まで合併建設計画とその総額、これを明らかにしなければなりませんけれども、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

質問の3、広島市は財政健全化計画に基づき、今年度の公共事業は大幅に削減して財政再建団体を回避しようとしております。それは、これまでどおりの財政運営を行えば、今後4年間で年平均260億円の財源不足となり、3年目には財政再建団体に転落をする、財政収支見通しを広島市みずから明らかにいたしました。そして、財政非常事態宣言を行い、事務事業の見直しで410億円、公共事業費削減で450億円、人件費削減で120億円など、これはいずれも4年間での一般財源でございますけれども、歳出削減を行うとの財政健全化計画を発表しております。その結果が、今年度、広島市の区画整理事業は5カ所ありますけれども、現時点では4カ所を中止か一たん中止、段原東部区画整理事業は3論併記とした公共事業の見直し委員会は結論を出しております。この段原東部区画整理事業は、都市計画決定から30年にわたって事業の着工ができず、都心近くでありながら、下水道も不十分のままでございます。先日の報道では、これは継続をするというような報道がなされておりましたけれども、いずれにしても、こういう状況であります。また、広島市の東部地区連続立体交差事業は同じく一たん中止という見直し委員会は結論を出しております。このような広島市の財政再建の見直しには約3年から4年かかると判断すべきでございます。急いで今、広島市と合併を推進しても最悪の条件でしかありませんが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

質問の4、海田町の第3次総合計画に基づき、合併した場合と単独町政を続けた場合、15年後、20年後、30年後の予想展開、どちらがよく進むのか、お尋ねいたします。

質問の5、JR高架事業は、合併しなかった場合、広島県が事業主となり、その負担はわずか49億円と聞いております。また、ここの庁舎の移転など、県と交渉し、海田町の方針を決めて、そしてその結果も住民説明会で明らかにしなければなりません、ど

のようにお考えですか、お尋ねいたします。

質問の6、これまで約32年前に合併した安芸郡の5町村の合併建設計画の進捗率は、安芸町で26.5%、船越町で83.3%、瀬野川町で91.3%、矢野町で69.4%、熊野跡村で107%です。平均して75.5%であります。このような実態をどのように認識されておりますか。また、このような実態から、合併をした場合、海田町の建設計画の実施は10年間で100%実施できないと判断いたしますが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

質問の7、6月から7月にかけて自治会を中心に説明会を予定されておりますが、これまで合併協定の調印した内容よりはるかに低下することが考えられます。低下する分でも上がることはないと思いますが、どのように説明をされますか、明らかにしてください。

また、次の質問は、中学校の給食についてお尋ねいたします。当初予算でデリバリー給食を実施するという予算計上でしたが、そこで、具体的にお尋ねいたします。

質問1、海田中学校の教職員の利用率はどのぐらいですか。あわせて、西中学校の教職員の利用率はどのぐらいですか。

質問の2、海田中学校の生徒の利用率はどのぐらいですか。あわせて、西中学校の生徒の利用率はどのぐらいですか。

質問の3、パン給食で教職員と生徒全員で利用率はどのぐらいですか。海田中・西中学校の状況を明らかにしてください。

質問の4、両中学校で昼食持参はどのぐらいですか。また、全く昼食抜きという生徒はどのぐらいおられますか、お尋ねいたします。

質問の5、牛乳給食はどのように扱われ、利用度は今どのようになっていますか、お尋ねいたします。

質問の6、これまで実施してきて、トラブルや改善項目はどのように受け取っておりますか、お尋ねいたします。

質問7、パン給食の納入業者の選定はどのようにされておりますか。また、毎日の納入方法やその残りはどのように処理をされておりますか、お尋ねいたします。

質問8、議員が関係をする業者が公的機関にパン納入をされていることについて違和感をお持ちではないかと思いますが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

質問9、議員がPTAの会長の経験を持ち、それなりの影響を与えながらPTAを利

用して、営利を目的に営業活動をしております。また、さきの県会議員選挙ではPTA中心に他のPTA会長の経験者と連盟で不特定多数に投票依頼をし、選挙の文書違反として司直が動くということがありました。これらから見て、本当に教育向上のためのPTA活動ではなく、自分の営業利益の追求と選挙に利用していると言わざるを得ませんが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。以上です。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）佐中議員質問の1点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

合併問題と住民投票についてのご質問でございますが、まず、1点目の将来の海田町の姿についてでございますが、大変厳しい社会情勢等により先行きが不透明な状態であり、30年先の海田町の姿がどうなるか、なかなか予想がつきにくいと思っております。しかしながら、住民本位のまちづくりは、将来にわたっても不変なものと同然のごとく考えておりますし、そのときそのときの状況に合わせて柔軟に対応していきたいと考えております。

次に、2点目の合併建設計画についてでございますが、合併建設計画は、ご承知のように、合併協議会で策定するものでありますことから、協議を再開できない状況でございますので、現況では明らかにすることはできません。

3点目の広島市の財政状況についてでございますが、今日の自治体はどの自治体も厳しい財政状況であり、海田町も同様でございます。このような状況の中、広島市は財政健全化計画を公表し、新たな改革の道筋を市民に明らかにされたものと理解しております。急いで合併を推進しなくてもとのご指摘でございますが、再三申し上げておりますように、合併問題につきましては、現行の特例法による財政支援を受けて合併するか否かについての住民投票で、住民の皆様の意見を確認し、方向を定めることとしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目の合併した場合と単独町政を続けた場合の将来予想につきましては、特例債を活用した10年間での合併建設計画は、基盤整備を進める上では有利な条件にはなっているものと思っております。しかしながら、15年、20年、30年先の長期の予想につきましては、現在の社会情勢の変化などが著しいことや、三位一体の改革に伴う国庫補助負担金、税源移譲、交付税などの動向が不透明なことから、財政推計をすることが困難であります。

次に、5点目の連続立体交差事業や庁舎の移転問題についてでございますが、ご指摘のように、広島市と合併しなかった場合の連続立体交差事業及び関連街路事業に係る本町の負担金の額は約49億円でございます。なお、庁舎の移転問題は8月の住民投票以後の課題と考えておりますので、ご理解ください。

6点目の合併建設計画の実施についてでございますが、合併建設計画は、ご承知のように、合併関係市町の合意に基づいて策定するものであり、財源の裏づけがある計画として県の承認を得るものであります。安芸郡5町村の合併建設計画は、当時は計画期間が5年であったことから、計画期間内の集計では、ご指摘のと通りの進捗率となっております。しかしながら、平成元年度末に集計された結果によりますと、建設計画分が瀬野川町119.1%、熊野跡村111.3%、安芸町73.9%、矢野町61.6%、船越町84.4%となっております。安芸郡5町の平均は90%で、建設計画外の事業も含めると121.4%になります。こうしたことから、合併地域への投資は実施されているものと思います。

7点目の合併建設計画については、先ほどご答弁申し上げましたように、合併協議会で策定するものであることから、説明会で明らかにすることはできないと考えております。住民投票で合併賛成が多数を占めた場合は、改めて広島市と協議することになるかと考えております。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田）教育長。

○教育長（正木）では、中学校の給食の状況についてお答えします。1点目と2点目につきましては、まだデリバリー給食を実施しておりません。諸般の事情でおくれておまして、利用状況等はありません。遅くとも2学期の初めまでからは開始したいと考えています。利用者の見込みでございますけれども、これまでデリバリー給食を実施している他の団体の状況等から、予算上では70%の利用を見込んでおります。

3点目のパン給食のことでございますが、基本的には中学校でパン給食というのは行っておりません。パンの販売については、PTAの方が売店で他の文具類と一緒に販売して、生徒が昼食としてこれを利用しているということでございます。

4点目の昼食の持参状況でございますが、海田中学校は8割から9割、海田西中学校で9割以上の生徒が昼食を持参しております。なお、両中学校とも、恒常的に昼食を食べない生徒はおりません。

5点目のミルク給食の扱いや利用度でございますが、牛乳は広島県学校給食用牛乳実施方針に基づきまして価格と供給業者が決まっております。年度初めに生徒の注文によりまして、その数だけ毎日納入しているものでございます。利用者数は、海田中学校で年間を通して1日251人、西中学校では90人でございます。

6点目のこれまで実施してきてトラブルはどうかということでございますが、特にないという報告を受けております。

7点目のパンの納入業者の選定でございますが、海田中学校PTAは従前から2業者でパンの納入をしてもらっております。海田西中学校につきましても、分離開校以来、海田中学校での納入業者が納入されており、現在に至っております。納入方法につきましては、両校とも当日の朝、売店に注文し、その数だけ納入されることになっております。このため、残りはないものと思います。

8点目の議員が関係する業者が公的機関にパンを納入されていることについて違和感がどうかということでございますが、基本的に両中学校PTAと町内の業者が合意のもとにこれを販売し、保護者と生徒の利便に供されているものと理解しております。

9点目、議員の選挙運動等の非違行為等につきましては、教育委員会としましてはこれらの事象について承知しておりませんので、コメントは控えさせていただきます。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）合併問題について、それにまつわる住民投票ですね、これについてお尋ねいたします。先ほど町長の答弁で、私は合併しなかった場合の10年20年はどうかと聞いたら、財政状況、あるいは国の施策やいろいろな条件があるから、それは言えないと。しかし、住民から見れば、この海田町にずっと住むんですね。私も住むし、私の子ども、その次というように、皆住むんですよ。合併するときの折の30何年前ですね、そのときにもこの付近、皆そういう言い方で、ベールに包まれたような格好で財政問題、あるいは町の将来、なかなか明らかにしなかったというのが事実なんですね。それがただ1つ明らかになったのが合併の建設計画じゃと。私は今回、住民投票を行う場合にやっぱり何ととっても一番の問題はお金なんです。相手先が悪い。しかし、海田町はその問題を明らかにしない。そうしたら、住民の判断ができないというのが、私はそう思うんです。町は、じゃ、何を説明するのかというのが私はどうしても気になるんです。10年間合併特例債を使ってやろうと言うて、合併推進派の人が住民投票のそういう議員提案をなされて、町長は町長の公約もあるから、これは自分がやろうという、そういう懸念

があったからこういう結果になったんじゃないけれども、あまりにも合併合併と、合併を急ぎ過ぎるんじゃないんですか。一番不幸を見るのは町民。私はこのように思うんですよ。私は10年、15年、なぜできないのか。今、広島市と府中町との問題でいろいろあるが、府中町のまちづくりを広島市はどのようにやってくれるのか、これがなかったら、法定協議会でもなかなか参加しにくい。みんなそう思っておるんですよ。私もその一員なんです。合併をするかどうかでなくて、まちづくりをどのように進めるのか、ここに私は基準を置いておるんですがね。合併特例債があるうちだと。このうちに合併を進めようという、こういうやり方は私はどうも町民を不幸に導くし、誤った情報、誤った視点、これで誘いをかけておるといふように思うんですが、どうですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、住民投票の件につきまして、とにかく金だと。建設計画が主に町民にしっかり理解ができることを示せというふうな質問じゃなかったかと思うんですが、確かに、おっしゃるように、10年、20年、30年というまちづくりは必要だと思いますが、現在の、世界を含め、日本の経済状況も非常に今何が起こるかわからん状態が昨今の社会情勢なんですね。そこらを含めると、私は10年20年という計画はほとんどローリングして3年ぐらいから5年ぐらいで物を見直さなきゃいけないような時代じゃないかと思うんですよ。その時点におきまして、現在、昨年から行われた広島市の合併ということに対して前町長が前向きに合併するんだということで皆さんに周知徹底を図ったんですが、結果的にはこういう形になったわけです。そこらで、改めて本当に町民の方が合併に前向きか、広島市との合併についての賛否を問うために今回、合併問題につきましては海田町はよその市町村と比べて、過去にいろんなケースで資料をよそ以上に3倍も4倍も町民に知らせたり示したりする経緯があると私は考えておるわけです。ですから、今回、私どもの考え方にしますと、住民投票条例でどちらに行くかということの方針をしっかりと決めてから、改めてまた皆さんの今までのご意見とかいろんな要望を踏まえて進んでいく以外にないと、こういうふうと考えております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）いや、町長、それはね、住民投票が前提にあつたらいかんと思う。町民の暮らしの問題、私は再々言うんじゃないけど、地方自治法の本旨ですよ。住民の安全、健康、福祉を増進させる、その立場に立って行政をやるのが地方自治なんですね。だから、本当のその目的を達するために、合併をした方がいいのか、しない方がいいのか、大き

な113万の広島市に合併をして、財政難のところへ行って、これまで合併した30年前と海田町を比べたら、はるかに海田町の方が親切丁寧なまちづくりを進めておるんですよ。その状況も踏まえて今判断をすると、私は今の広島市と合併をしても住民の皆さんの期待にそぐわない、こう判断せざるを得んのですね。先ほど言いましたけれども、府中町は府中町のまちづくりをどのように広島市が進めてくれるのか、これを明らかにせい、そうしなかったらテーブルに着かないよという立場なんですよ。海田町もそれが必要なんですよ。無理やり合併の方に今まで進めていって、そして自分の任期中にするというのが前町長だったんですね。そのために、逆算に逆算を重ねて、性急過ぎるほど委員会を開いたりして、どさくさに紛れたような格好でやってきたのがあの836億円。でも、結果的にはそれは住民を無視したやり方ということで議会が判断して否決をしたわけですね。しかし、一番の目的はまちづくりをどのように進めるかというこの視点が、私は町長は抜けておると思うんです。広島市にそのことを、海田町が、先ほど行政報告の中でありましたけれども、広島市と県に支援を頼むと言う。その支援を頼むのに、私はここが一番大事じゃと思うんです。合併しなかったら広島県はどのように海田町をするのか。住民投票を8月の末にするというのは、私は骨抜きになると思う。住民投票までにそれを明らかにして住民投票にするような、住民の判断材料の資料にすべきだと思うんです。そうでなかったら海田町のまちづくりは、今までの経過で見れば、合併の建設計画、これの、先ほどありましたけれども、私はずっと主張してきておる、約50%は連続立交と区画整理なんです。49億円広島県に払ったら、それだけで合併をしたときの条件の半分のまちづくりができるんですよ。ここが一番問題じゃと思うんです。この視点を住民投票までに避けようとする。こんなおいしい話をなぜ早く折衝して広島県の方向を見出してできないのか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）先ほどもご答弁申し上げましたように、合併建設計画は合併協議会が策定するものでありますから、協議を再開していないので、その総額がどのぐらいとか、どうしようという協議の場になっていないんですよ。ですから、住民投票をさせていただいて、その時点で協議の再開をしながら町民に方向性を示していく、これに尽きると、私はそういうふうに思っております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）いや、それは合併をするかどうかは、住民の暮らしをどのようにするか

という問題ですから、その問題がなかったら、住民をペテンに巻くような格好になるんじゃないですか。

(「住民は何を基準に」と呼ぶ者あり)

○16番(佐中) 私が質問しておるんですから、ご静粛にお願いします。やっぱり住民が一番望んでいることは、海田町単独で事業ができるのか、できなかつたら広島市に合併しなきゃならんんじゃないか、海田町単独でいったら財政の問題はどこかで行き詰まるんじゃないか、そうしたら合併せにゃいけん。私はまちづくりの問題と財政問題を町民に明確にしたら、単独でいきなさいという声が相当、8割9割おると思うんです。ここがあやふやじゃから、町民は迷っておると思うんです。町長はどういう認識ですか。

○議長(前田) 町長。

○町長(山岡) それを今回、住民説明会の方で皆さんに、その財政計画等を含めて、今までも合併に関するたくさんの資料は皆さん随分もらっていられるので、改めて広島市との合併がいいのかどうかについて説明会で十分に説明させていただく、こういうふうに思っております。

○議長(前田) 佐中君。

○16番(佐中) 先ほどから何回も言うようだけれども、その一番の大きな、建設計画というのか、建設計画じゃないと言われるけれども、まちづくりの一番大きな役割を果たしているのが連続立交と区画整理なんですね。この問題を抜きにして住民の皆さんに合併の判断をしてもらうというのは、私はできないというように思うんですよね。なぜ今の状況で、じゃ、県と交渉しなくても、今、49億というのが出ております。今、町長もそういう答弁をされました。それで、役場ももう3分の1かかるから、どこかへ移転せにゃいかん。だけれども、県が私は保障してくれると思うけれども、しかし、役場のことじゃから、何ぼかそれに上乗せをして役場を新しくどこかで建つ。その負担金が多少なりともかさむということが考えられるが、その方向づけは住民の説明会であるのかどうか、お尋ねします。

○議長(前田) 企画部長。

○企画部長(池乃本) 立交の49億円の負担金の問題でございしますが、これは、協議するといいいましても、既に決まっておることでございますから、単町の場合はこういうふうになるということは決まっておることなので、これを改めて協議するというのは、ちょっと私の方では理解ができないというふうに思うんですけれども。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）じゃ、住民の説明会の中で今までの合併の建設計画でこうじゃったと。

じゃけれども、条件が変わって200億円削られて、その前後になるでしょうと。ただし、単独の場合はJR高架で49億円ははっきりしていますから。その問題で、それじゃ、しなかった場合に、役場の建設も含めて県がその方向でやるという、こういう説明をされるのかどうか。

○議長（前田）企画部長。

○企画部長（池乃本）説明をさせていただこうと思う内容につきましては大きく3つございまして、まずは投票の仕方、これについて説明をさせていただきます。これは住民投票条例に基づく対応でございます。それから、本町の現在の財政状況、それから今後の財政健全化計画、この3つを柱にしております。それで、ただいまご質問の合併建設計画につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたように、協議しておりませんので、これについてご説明するということはできないというふうに思っております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）住民投票をする場合、あるいはどういう結果が出るかわかりませんが、新しい合併特例法、これができましたね。これまでの合併の建設計画では自主的な合併というのがありましたが、今回新しく来年の4月以降あるけれども、県知事やら、あるいはそういうところが強力で援助という名のもとで指導をするという方向づけがなされておるんですが、これは事実上押しつけになるのではないかというように思うんですけれども、これはどのように思いますか。

○議長（前田）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原晴彦）県知事の勧告等の問題だろうと思います。新法で言っておりますのは、なかなか2市町、3市町等の合併がうまく協議が整わないという場合に県知事が、新たに土俵に乗りなさいとか協議に乗りなさいということは勧告できるということにしてありますので、それを押しつけるとかということではないというふうには受けとめております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）次に、盛んに、合併特例債があるということで来年の3月31日までと。

今回の投票ももうそういう設定でやられておるんですが、しかし、住民の説明会の中で、来年の4月以降本当に合併特例債がなくなるのか。なくなるんですね。なくなるのはな

くなるけれども、それにかわるものがあるはずです。助役はううんと言いはるけど、私は調べた。地方交付税算定の特例として段階的に1999年の改正以前に戻す。ということは、現行法のあめと言われる合併特例債を廃止されたけれども、地方債の特別な配慮というのがあるんですね。来年の、ほいじゃけん、4月以降に合併をして地方債の特別な配慮、特例債と変わりゃせんのですよ。これが、それは事業によって違うんやな。こういう問題についてどのような認識でおられるのか、お尋ねします。

○議長（前田）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原晴彦）新法と現行法で大きく違いますのは、特例債という措置が新法ではなくなると。あとは残るといふふうに受けとめていただきたいと思います。

それから、今言われました算定がえのことだろうと思いますけれども、この算定がえについては現在では10カ年の保障、それからプラス5年の段階的措置ということになりまして、15年という間にその市町村の合併した後のものに戻していくという考え方ですけれども、今回の新法ではそれが短縮をされた。短くなるということで、これは新たにということではございませんので、残りますけれども、適用期間が短くなるということが残ったということです。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）地方交付税の算定がえというのはわかっておるんです。私はもう認識しておるんです。それは、単独で15年海田町をやった場合にこれだけ入りますよと。しかし、合併したら海田町の分が減るから、広島市に対して10年間はそれで合併特例債に基づいてやる。あとの5年間については段階的にどんどんそれを減らしていくので、それを保障してあげましょうというのが今の言う算定がえなんですね。私が言っているのは、合併特例債が適用できておる事業の中身のものなんです。例えば連続立交で広島市が345億海田町に負担をする。ずっと調べていったら、大方それが合併特例債でその中に入っとうやむやになってわからない。しかし、合併特例債がなくても来年の4月以降について、その起債の問題で大幅に緩和をする措置をとるといふのが今までの、合併をした場合の流れなんですね。だから、それが継続をされておるのではないかという私の質問なんです、どうですか。

○議長（前田）助役。

○助役（久保田）合併特例法によります財政措置のことについて答弁させていただきたいと思います。先ほども広域行政推進課長が申し上げたとおり、合併特例債については現

行法にのみ規定をされた特別の規定でございまして、これについては後年度、交付税による償還への配分割り増しという措置があるということで、有利な財政措置ということになっております。

それから、広域行政推進課長が申しました合併算定がえでございませけれども、これは特例債とは全く別の措置でございまして、説明をいたしますと、2つの市町村が合併をしたという場合には行政も運営が効率化されるということで、交付税で算定される標準的な行政を行う経費というのは、これはスリム化されるということで、交付税の配分はその分基礎が減るということで、今まで2市町村に配分された交付税よりも額がこまくなるというのが基本の考え方なんです、そのこまくなる分を合併後一定の間は、やはり合併をしてすぐにスリムな行政が実現できるわけじゃありませんから、段階的に行政をスリム化していくのに合わせるという形で特例的に、今まで2市町村があったとした場合の交付税の額を保障して、今、広域行政推進課長が言いましたように、10年間それを保障しましょうと、現行法では、それから5年間段階的に減らして16年目に本来の額にしますというのが合併算定がえの制度です。これは、新法になりまして、この10年間という期間が短縮される。これは経年的にだんだん9年、8年、7年ということになりますので、いずれにしても、有利な措置を受けられる期間が短くなるということで、これが新法あるいは現行法の改正という部分の中で財源措置の中ではこの2点が大きく変わるというだけでして、ということは、基本的には有利な財政措置は減少していくということは間違いありません。以上です。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）それは、答弁はわかっておるんです。私が聞きたいのは、合併特例債を適用して、皆さん言うんですが、240億が海田町にあるじゃないか、それを利用してまちづくりをすりゃええじゃないかと言われる。だけれども、単独と計算をして、合併した折でも地方債、起債を大幅に緩和をしておるから、広島市に合併をする折に借金をして、普通の借金よりもまだまだ有利なような借金ができるではないかと。そうしたら、来年の3月31日までにしなくても、その後の海田町の合併の時期によって広島市に認めさせたら何ら変わりやせんじゃないかというのが私の主張なんです。それがどうなのかというのを聞きよるんです。意味はわかるじゃろう。

○議長（前田）助役。

○助役（久保田）ご答弁申し上げます。合併特例債が有利だというのは、もちろん特例債

ですから、借り入れです。これに対して確実に後年度、交付税の財源措置をするということが決まっておると。ですから、今、佐中議員からご指摘のあった、起債に対する優遇措置といいますか、それは私自身ちょっと承知はしておりませんが、少なくとも財源措置があるということの裏づけがあるのかどうかというところが違うと思っております。以上です。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）私はプロじゃないんです。議員ですから議決機関におるわけですが、だけれども、今こういう、海田町がどうなるかという分岐点のときに、やっぱりそういうのは調べてほしいし、明確な答弁が欲しいですよ。私が言うのは、地方債の特別な配慮、これが私の知る範囲では必ずあるんですよ。事業をやっているのに、合併を幾らしても、例えば区画整理についても連続立交にしても温水プールをつくるにしても、必ずあるんですね。その地方債の枠を緩和する特別な配慮をする、こういう制度を利用したら、今みんなが言う合併特例債、後に地方交付税で返ってくるから、今それを使わにゃ損じゃ損じゃと言うて、一番悪い条件のもとで広島市と合併しても、一番被害をこうむるのは町民なんですよ。だから、私は心配して、もっと広島市の景気のいいときにその特別な配慮の地方債を利用しながらやったら、もっともっとまちづくりが進む、こういうのがあるのではないかというのが私が勉強したそういう中ではあるんですね。これまでも、過疎債であるとか僻地債というのがあって、合併特例債と変わらんぐらいのそういう予算配慮があるんですね。だから、それを利用すりゃ、別に合併特例債を使って今急いで、何にもわからん、広島市がどうなるかわからんような、そういうような状況でやろうとする自体がちょっと私は議員の責任を問われておるような気がするんです。私は広島市の有力な議員といろいろ話をする機会があるので、話をしてみたら、海田町と合併しても、一円だって海田町に10年間を通して投資をするような考えは広島市は持っていない。これは率直な意見じゃろうと思うんです。単独町政の方がよっぽどまちづくりが進むというように私は見ておるんです。だから、できるだけ、それは財政が行き詰まるというのはみんな言うけれども、海田町が行き詰まりよったら、広島だけじゃなくて全国どこでも行き詰まると思うんです。しかし、町長が言う、スリムであって計画的に行って、これだけの自主財源のそういう財政規模を持って事業を進めていたら、よっぽどまちづくりが進む。ましてや、海田町は13.18ヘクタールでしょう。その中で3分の1しか、町内のそういう市街化区域ですね。効率のいいまちづくりが一遍に進むじ

やないですか。それを、県道もある、国道もあるけれども、それを利用しながら、広島県を大いに利用していったら今までのとおりにまちづくりが広島市よりかなり進むというのが私の考えですが、そういう視点に立って、例えばJRの問題、これを住民投票の前に明らかにしてやっぱり住民の皆さんに説明すべきなんです。これを、今から県と交渉してその結果というような。どうも納得できない、このように思うんですがね。もう1遍尋ねる。必ず、それじゃ、JR高架と役場の移転の問題、こうした場合に広島県が保障してくれるというのを住民の説明会で必ず言うんです。それをもう1度お尋ねします。

○議長（前田）助役。

○助役（久保田）最後のご確認の点だけ答弁させていただきます。連続立体交差に係る役場庁舎の取り扱い、これについては住民説明会の中で説明させていただきます。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）もう一つは、私から言わせたら運悪く合併という話に持ちかかった場合に、新しい合併特例法の中で合併特例区制度の創設というのがあるんですね。これが新しく盛り込まれておるわけです。これは知ってのとおりだと思うんですが、法人格を持つ特別地方公共団体とされて、いろいろ制約はあるけれども、一個の、合併をしておっても、5年間だけは自治区で事業をできるというのが盛り込まれておるんですが、これらも私は住民説明会の中で、合併した場合にこういうのもあるんですよというのが必要だと思うんですが、それはどうですか。

○議長（前田）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原晴彦）私ども、これはどういう意味かというのが大変疑問がありましたので、県を通じて国へ問い合わせをいたしました。これはあくまで東北地方等で、山等で分断されている地域が合併をした場合、なかなか一体的な行政がしにくいという場合を想定して特例区を設けることができるという制度を新たに追加したものであるということでございました。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）合併問題で一番住民が不安に思っているのは財政問題なんです。将来、海田町単独でどうなるのかというのが一番不安に思っている。ここを明確にすれば、私は単独町政を続けてほしいという声、今でもあるんですが、そこが一番問題になっておるんですね。それで、地方交付税の問題もだんだん削られて、方針では13%ぐらい削

るというような方針があって、そのことが住民の中に不安を持っておられる。あるいは、将来は補助の問題、それから地方交付税の問題、これらが削減をされて、単独では行き詰まるから、どうせするのなら早い方がいいとか、あるいはやむを得んとかという声があるんですね。しかし、本当に厳格に、海田町が広島県内でも有数の財政指数を見ているような、そういう状況のもとで本当に親切に、やっぱり地方自治を守るという立場から見ても、住民にそのことが必要だと思うんです。広島市と比べたらはるかに海田町は財政の指数はいいですし、先ほど言いましたように、雰囲気としてもいいですし、効率化、財源の問題、それから、今までやってきた事業の中でも箱物はほとんど海田町はできておる。ただ、私が一番欲しいのは、温水プールはいろいろまた支障があるから、いろいろまた検討せにゃいかんと思うけれども、400から500の固定いすの文化ホールみたいなのが、これがあつたら、もうほとんど海田町は箱物は要らないと思うんですね。そうすれば、海田町のまちづくりは単独でやったら連続立交ができる。区画整理は住民の合意がなかったらできないから、広島市が今まで30年やってもこういう状況ですから、合併して10年間でできるわけがないですよ。こうして見れば、私は単独で、これはむだなところは削る。むだなところですよ。必要なところはもっと増やしていかにゃいかんけれども。こういう方向の位置づけが私は町長の姿勢の中にあってもいいと思うんですが、その姿勢はどうなんですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、佐中議員がおっしゃいますように、海田町は非常に地形的にも行政的にもかなり恵まれたということは私も自負しております。そのためにも、町内のかなりの箱物と申しますか、図書館をはじめ、各いろんな施設も整っております。しかしながら、現在、町が抱える財政事情の問題を含めて、広島市との比較材料を今回の合併の住民投票条例の中に示しておるわけです。今度、議会が済み次第それを皆さんに公表しますけれども、またいろいろとご意見をいただくわけですが、その中において、できるだけ海田町がどうしたら今のままでやっていけるかどうかということを含めて、合併したらこうだということも含めて、あわせて住民投票でしっかり議論をいただきながら、いろんな意見を聞きながら進めていきたいと、こういうふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）海田町単独でやっていけるかどうかという。やっていけない理由は、最

大の問題は何ですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）一番に問題は、今言われるのは金の問題ですね。どこへ行っても金と人というのについて回る問題ですが、それがどこまで町民に理解をいただいて我慢をしてもらうかということも1つじゃないかと思imasるので、今お示しした案を見ていただきまして、住民投票条例の中の説明の中でいろんな議論が出ると思いますが、そこらで判断をしていただいたらいいと、こういうふうを考えております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）私は、海田町ほど恵まれた財政状況だと思うんです。それはなぜかというのと、ここ10年、不交付団体から交付団体が変わってきたんです。それまでは不交付団体で、海田町単独でその事業をずっとやってきた。ただ、景気の悪化であるとか、あるいはいろんな国の施策に基づいて、なかなかそういう財源の問題でとうとう交付団体になってここへ来ておるんですが、こういう状況のもとで、当時は国からそういう交付を受けない団体でいろんな事業を進めてきたんですね。海田町は、工夫したらこれはできると思っています。それ以外の市町村は全く、特に島であるとか過疎であるとかということところは、それはそういうことも考えることの1つだと思っています。だけれども、こういう都市化した、日本列島の縮図と言われるような、そういういろんな産業やら分野が海田町にそろっているような、こういう状況のもとで、海田町単独で十分やっていけると思っています。また、山岡町長はそれができる能力を持っていると思っていますよね。私はこういう面で、本当の地方自治の精神、これを生かしてまちづくりをしていただきたいと思っていますが、合併問題はこれで最後にしますが、どうですか、お尋ねします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、いろんな、世の中には賛否両論必ずあるわけでございます。しかしながら、現状の海田町の状況とか国の定める三位一体の改革を含めて、地方情勢が非常に厳しい中にあると。そういうことで今回の平成の大合併ということがクローズアップしていろんな形ができてきたんじゃないかと思imas。その中で、今、佐中議員がおっしゃるような海田町独自の考え方を持ってやるということも1つの方法じゃと思imasし、また、今後もいろいろ資料を出させてもらって、今まで新聞紙上とかいろんな情報を踏まえて皆さんかなりの意見なり考え方を持っておられるというふうに思imas。そういうことを含めて、住民投票条例の説明会には十分それらに答える

だけのスタッフをそろえて頑張っておさんと一緒に話をしていきたいと、こういうふう
に思っています。よろしくお願ひします。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）続いて、中学校の給食問題でお尋ねいたします。デリバリー給食は、私
はやっているんだろうとばかり思ってお実はこういう質問を通告したわけですが、実施し
ていない理由は何ですか、お尋ねします。

○議長（前田）教育長。

○教育長（正木）実施していない理由なんですけれども、いろいろある中で、弁解等はで
きませんけれども、引き継ぎ等のスムーズなことが行われなかったということでおくれ
ております。これはもうおわび申し上げるしかございません。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）去年もそうなんです。去年も海田中学校のデリバリーのそういう施設
について、8月の夏休みごろに外にそういう受け入れる施設をつくと。これが、いろ
いろ事情があったんでしょう、校舎の中に設置をされて。昨年の当初からそういう問題
でいろいろ議論を重ねてその計画なのに、1年たってもこういう状況。何が障害でこう
なっておるのか、お尋ねします。

○議長（前田）学校教育課長。

○学校教育課長（榎根）このデリバリー給食につきましては、予算上は6月からの実施と
いうことで取り組んでまいりましたが、ただいま教育長が申しましたように、事務処理
等の取りかかりのおくれから、実施体制に入っていないのが現実でございます。現在は、
給食に必要な備品、食器等の入札を終えまして、委託業者を決めるための最終的な準備
を進めているところでございまして、9月からの実施に向けて頑張っております。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）長くは言いませんが、パンの納入業者の問題について。海田町にパンを
製造している、あるいはサンドイッチ等をね、そういう業者はどのぐらいありますか。

○議長（前田）学校教育課長。

○学校教育課長（榎根）町内のパンの業者はたくさんあろうかと思いますが、学校へ納入
するほどの規模の業者はえっとございません。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）私が聞きたいのは、そういうパンの納入をするのに入札でしてほしい。

だから、業者が幾らあって、その中で入札結果、あるいは随契でもいいですわ。だけれども、いろいろやってみてこの業者に指定をしたとか、この業者が落札をした。幾らPTAがやっても、そのぐらいの配慮は私は必要だと思うんですよ。何でかという、議員がパンを納入している。だれが見ても、その圧力を利用しながらやっていること。これはやっぱり問題がありますよ。兼業禁止の問題で、みんなそれぞれいろんな考えを持っておるんです。だから、議員は身の回りを潔白にしなけりゃならんのですよ。それをうやむやにしながらやっておる。だから、私は、業者をちゃんとつかんで、そして入札ぐらいは、幾らPTAがやっても、してほしいと思うんです。そうでなかったら、こういう今までの事件があるんですね。私が調べた範囲では、もう昔からやっているからやっているという、あるいは、それを利用して、PTAの会長の経験を利用して選挙運動にやっている。これは事実ですから。答弁はいいですが、議員としてやっぱり自重してほしいと、私はこのように思っております。私の発言はこれで終わります。

○議長（前田） 暫時休憩をいたします。再開は15時35分から。

~~~~~○~~~~~

午後3時19分 休憩

午後3時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田） 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。3番、三宅君。

○3番（三宅） 3番、三宅です。3つほど質問をしますので、よろしくお願いします。

まず第1、行政改革について。海田町では平成10年3月30日付で、今後の行政改革推進の基本的指針となる海田町行政改革大綱を策定し、この行政改革を確実に実行に移すため、改善方針に沿った具体的な検討を重ねた上で、平成10年度を初年度とする4年間を目標に海田町行政改革実施計画を取りまとめております。60余りの改善項目の成果はどのように上がっておりますのでしょうか。

基幹をなす町税収入が平成10年度以降連続して減少していることに加え、国と地方に関する三位一体の改革の推進により、国庫補助負担金や地方交付税が減少するなど、厳しい財政状況の中で今、平成16年度に入り、これからの行政改革実施計画はどのようにしますでしょうか。これからの行革は、まさに生き残りをかけ、聖域なき分野別・課別計画を立て、はっきりと数値目標を設定したものでなければならないと考えますが、い

かがお考えでしょうか。

2つ目、教育改革について。広島県では21世紀を担う子どもたちが生き生きと笑顔で通える学校づくりをしようと「21ひろしま教育プラン未来への新たなかけ橋」がまとまり、平成12年4月から義務教育改革がスタートしています。今後10年間の3点の目標の中に「学校で確かな学力を身につける」があります。県教委では確かな学力を定着させるための取り組みの1つとして、県内の公立小学校5年生、中学校2年生全員を対象に基礎・基本定着状況調査を平成14年6月、15年6月と行っております。海田町内の小学校4校、中学校2校の2回の調査結果の数値はどのようでしたでしょうか。

また、この調査結果を踏まえての町教育委員会の学校指導や各学校での授業改善の取り組みはどのようになっているでしょうか。

3つ目、社会福祉法人について。4月14日の中国新聞記事によると、広島県戸河内町で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人戸河内松信会の繰越金9億5,000万円余りが所在不明になっていることが13日、わかった。県は近く社会福祉法人に社会福祉法に基づく改善命令を出すとあります。なぜ特別養護老人ホームの運営をめぐる不正が絶えないのか。たび重なるのか。現在、海田町が財政援助をしている特養・社会福祉法人は、済生会とメインストリームの2つあります。済生会に総額3億円、メインストリームには総額約3億8,000万円を毎年、補助金として支払いは続けております。そこで、尋ねます。済生会は平成6年10月施設開設以来約10年、メインストリームは平成11年4月施設開設以来5年、この間の両法人の経営状況あるいは決算状況はどのようになっていますでしょうか。また、どのように把握されておりますでしょうか。以上3つ、よろしく申し上げます。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）三宅議員質問の1点目、3点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

行政改革についての質問でございますが、まず、行政改革実施計画の具体的な成果でございますが、平成10年度から平成13年度までの4年間を目標年次として、各種補助金の廃止等による事務事業の抜本的な見直しを行うとともに、審議会等の定数や人員削減などを行った結果、総額で1億4,910万5,000円の経費の削減を図ったところでございます。なお、平成14年度以降は、前の実施計画に準じ、各種補助金の廃止などの事務事業の見直しや、さらには人件費の削減など、3年間で総額1億3,458万円の経費の節減を

図っているところでございます。

次に、今後の行財政改革の方針でございますが、まず、8月の住民投票の結果を踏まえた上で行政改革推進のための組織を立ち上げ、新たな行政改革大綱を定めるとともに、これに基づく行政改革実施計画及び財政健全化計画を策定し、投資的経費等の抑制を図りながら新しい時代の潮流に対応した効率的な行財政運営の推進を図っていきたいと考えております。

続きまして、社会福祉法人の質問でございますが、済生会及びメインストリームの経営状態あるいは決算状況についてのお尋ねでございますが、まず、済生会につきましては、社会福祉法人恩賜財団広島県済生会の規則の規定により海田町長が会の理事となっているところであります。そのため、毎年の理事会において当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書が提案され、理事会の議決を経るものとなっており、理事として経営状況及び決算状況等の確認を行っております。理事会の長は広島県知事であります。一方、メインストリームにつきましては毎年、事業報告、決算状況等を町に提出していただき、経営状況等の内容について確認を行っているところであります。また、町と当該法人が緊密に連絡と協力を行うことを目的として年4回以上の連絡協議会の開催をしております。また、両法人の所轄庁であります広島県においても、適切な運営が行われるよう、定期的に指導や監査が実施されております。このことにより、両法人においては特に介護保険サービスが円滑に行われるよう鋭意努力していただいております。おおむね順調な運営状況であると考えております。いずれにしましても、本町の高齢者福祉の増進が図られるよう今後とも両法人の経営状況及び決算状況等の把握に努め、対応してまいりたいと考えております。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をさせます。よろしく申し上げます。

○議長（前田）教育長。

○教育長（正木）教育の改革についてお答えいたします。基礎・基本の定着状況の調査の結果でございますが、確かな学力定着を目指して、平成14年度より県内公立小学校5年生と中学校2年生を対象に年に1度この調査が実施されております。本年度も6月15日に実施予定となっております。平成14年度の県の平均通過率と海田町の平均通過率、通過率と申しますのは全問正解を100%とした数値でございますが、県平均は、小学校国語科71.5%、算数科69.9%、中学校国語科73.3%、数学科59.0%、英語科69.3%。次に、

海田町の平均は、小学校国語科70.2%、算数科70.4%、中学校国語科72.8%、数学科59.3%、英語科66.5%となっております。次に、平成15年度におきましては、県平均は、小学校国語科68.7%、算数科72.1%、中学校国語科76.0%、数学科64.9%、英語科76.0%。海田町平均は、小学校国語科65.3%、算数科69.9%、中学校国語科74.2%、数学科66.2%、英語科74.2%となっております。小学校におきましては、国語科においても算数科においても県平均を若干下回っております。中学校におきましては、数学科においては県平均を上回ってはおりますが、国語・英語科においては県平均を若干下回っておるといふ結果でございます。

基礎・基本定着に向けた改善への取り組みでございますが、各学校においての具体的な取り組みといたしまして、朝の始業前の時間を利用した読書タイム、計算や漢字等にに取り組む基礎タイムの実施。また、チームティーチングを活用した習熟度別、課題別等の少人数指導や複数の教員によります指導の実施が行われております。また、授業改善に向けて各学校で研究テーマを設定し、一人ひとりの教員の力量を上げるために理論研究、授業研究を実施し、その成果を問うための授業公開も行われております。教育委員会といたしましても、県教育委員会と連携をとりながら、それらの取り組みに対して学校訪問等を通して指導をしてまいるところでございます。

○議長（前田）三宅君。

○3番（三宅）それじゃ、再質問をさせていただきます。行政改革についてちょっと部長とも話をしたんですけれども、最初のあれからもう時間が切れて、合併が来たりしまして、それで、早急に引続いてのプランができていないように思うので。住民投票の結果が出ましたら、またはっきりということだと思うんですけれども。この実施計画をもらって見ましたんですけれども、広島市の行政改革のも町のもとったり、いろいろ勉強した中で、やっぱり数値ですね、今言いましたように、ここの60余りの改善項目の中でいろいろスケジュールとかが出ているんですけれども、少し前なので、まだちょっと甘いと言うたら悪いんですけれども、あるようです。今は特に一段と寒さが増してというか、厳しさが必要とされている中で、これからは数値をあれで、この広島市の行政改革なんかを見ると、300億やれと言うたら、分野とか局別におろして非常命令で待たなしでという感じなので、例えばこれから単独でいくことも大いにあり得るので、町長が5億あれすれば、5億とにかく分野別に、課別におろして、そういうような厳しい時期じゃないかと思うんです。ということで、数値をやっぱりこれからは具体的に入れて、分野

別とかということをあれて、いろいろ補助金とか公共事業とかということもあるんですけども、数値を入れてやっていただきたいというところなんですけれども。

それと、教育改革について、いろいろクリップとかが出てきておるわけなんですけれども、実際に県教委へ行って基礎調査のかなり分厚い資料をもらってきまして、いろんな分析とかいろいろされて、14年度と、それから去年と、今年も今年あると思うんですけども、非常によくできたというか、詳しいあれなので、ぜひこれを利用して各学校での取り組みとか、小学校では国語と算数、中学校では英語と国語と数学ですね、ということで、各項目ごとに計画をやっぴりもう少し詳しく立ててといえますか、この中に各学校の取り組みが、小学校の算数の事例とか、小学校の国語の事例とか、中学校の英語の事例とか、それから数学の事例とかが出ていますので、もう少し取り組みを、腰の入ったとか、そういったことを要望したいと思うんですけども、最初に言いましたように、体験学習とか英語とか、いろんな授業が入ってきておりますけれども、学校生活の中で占める割合が大きいので、学科とか勉強がわかるようになるとやっぴり楽しくなると思うんですよ。ということで、各小学校の取り組みをもう少し、14年度から始まっていますから、腰の入った計画とか、そういったものをどうかと1つ思うわけですね。

それから、社会福祉法人のあれとして、済生会の方は約10年、理事として町長が入られているということで、決算とかということももらって帰られるんだろうと思うので、ぜひ、これはちょっと社会福祉法人の特養が、最初に言いましたように、今に始まったことではなくて、いつか、平成10年ごろにかなり物議を醸したことがあって、その当時は施設の開設についての不祥事が主だったと思うんですけども、あれから施設開設はちょっと落ちついて、あとは毎年の経営状況とか運営ですね、それがちゃんとなされているかどうかというのは、やっぴり預ける方も不安感があるということですし、また極端に言えば、今回のような戸河内の、けさの新聞に載っておったわけで、8人も県から行かれて、極端な例だとは思いますが、余り、やはりガラス張り、それから意思の疎通とかということをして、はれ物にさわるような、例えば独立自治国のような感じで対応しておりますとよくないんじゃないかと思うんです。やっぴり連絡会議とかということも頻繁に私らも交流を持ちたいと思いますし、オープンにガラス張りでどんどん交流とか、それから経営状況とかというのは、議会に対してもそうですけれども、公共性が非常に高いわけですから、1階のロビーに議事録らと一緒にあってもいいんじゃない

やないかと思うんです。それぞれが最初の金額が普通とわけが違うので、17億とか18億とか16億とかというような金額で施設が始まっておりますので、それだけにあれですから、特養ということは、最後ということで町民の皆さんの期待感も大きいですし、やっぱりそういった経営状況は知らしめていただきたいというところで、どこにでも、社協なんかは会報でどんどん出してありますし、4回ぐらい出てからきれいに絵をかいてガラス張りになっていきますので、開設者がだれであれ、法人で公益性が非常に高いので、町直営に準ずるような気がしますので、経営状況とかというのは、議会とか1階のロビーとかというのにかまわないと思うんですけれども、置いておいていただきたいという気がしますんですけれども、その辺をもう1回聞いておきます。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）じゃ、私の方で再質問についてお答えいたします。行政改革は常に今でも年度を決めずに、毎日が行政改革だというふうな取り組みでもって町行政に携わっていかなくちゃいけないという考え方から、事務事業の見直し並びに人件費の削減を含めて、また、各課に対しましても、削減できるものをしっかりしながらスリム化した行政体制の確立に努めていくつもりでございます。

次に、法人メインストリーム、済生会の問題でございますが、私も引き継ぎまして2回ほど理事会に済生会は出させていただきました。もちろん、さっきも言いましたように、県知事が会長で、呉の市長さんも含めて決算報告並びに新しい事業報告も全部出ていますので、改めて高齢福祉課を通じて、また公表できるものをしっかりしてみたい、こういうふうに思っております。また、今、三宅議員ご指摘のように、戸河内の方のあんな大きな不正事件が起きたということはよそごとじゃございませんので、とにかくわれわれが関係しておるそういう施設に対しましても十二分な配慮をしながら、公表できるものをしっかり議員の皆さん方に公表しながら福祉の行政に対する温かいまちづくりに努めていきたい、こういうふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（前田）教育長。

○教育長（正木）県から資料をもらっておられるようなので、詳しいご説明は省きますけれども、この基礎・基本の定着状況の調査と申しますのは、県が確かな学力を県内の児童・生徒に定着させるために、現状がどうかという把握をするためにやる、これはテストではございません。ですから、先ほど申し上げましたように、パーセンテージであるとか、あらわし方であるとか、定着の状況調査ということになっております。これは、

あるところに聞きますと、このために模擬テストをしたりして点数を上げるようなところもあると聞いておりますけれども、本町ではそういうことはいたしません。詳しい資料を持っておられるのであれですが、国語は国語の中で、読むこと、書くこと、聞くこと等に小さく細分化されて、どこが弱いかというようなところが詳しく出てまいります。これも各学校ごとにそういう細かい分析ができるように調査報告が後から来ますので、それをもとに各学校で、各学校の学習指導をする上でそれを十分生かして次の年度に備えて学習指導に役立てていくというのが現状でございます。点数については、低いより高いにこしたことはないんですが、各学校でも小さく細分化して、ある程度数値目標を設定して努力しているようですが、これは結果が出るのはある程度時間がかかって後から出てまいりますので、教育委員会といたしましても、余り点数にこだわるのではなく、その子がどこが弱くて、どこが足りない部分が多いかを把握して、個々に合わせた指導を行うよう指導しているところでございます。

○議長（前田）三宅君。

○3番（三宅）もう1度再質問させていただきます。それで、行政改革についてのところで、ちょっと外れるということはないんですけれども、昨今の新聞記事で気になるのが、町長が行かれました5月25日の東京での決起大会ですね。これで結局、毎日のように新聞で出ておるんですけれども、税源移譲、税源移譲ということで、これから8月にはっきりして、それで行政改革をつくったり方針を出してやったり、町としてはやりますけれども、これは三位一体の改革は非常に困ると思うんです。とにかくこれによりますと、25日に行かれまして、全国から7,500人。それで、市町村関係、町長とか議員とか知事さんらとかということで、5,000人以上が総鉢巻きで垂れ幕でしてということから、こぶしを上げてという感じだったと思うんですけれども、これは、税源移譲が少なくて削る方が多いというのは、やはり何ぼ個々の自治体で努力してやっても、一度沈みかけて上がりかけたのをさらにその下で引っ張るような感じがしないではないんですよ。ということで、とにかくこれは地方、安芸郡でも全体の問題だと思いますし、また、秋口にかけてシビアなことに決起大会もあるかと思うので、とにかく三位一体で、今年も総務文教で勉強しましたけれども、もう影響が出ていますね。数字でもらっています。影響が出ています。来年度さらに影響が出たら、3兆円とかということで出ていますけれども、まだ選挙目当てということであれなので、税源移譲は毅然としてとにかくしてもらおうと。削られる方じゃなくて、もらう方をとにかく多くしてくれということは要望を出してい

ただいたと思うんです。

それから、教育改革についてもう1回あれしますけれども、教育改革について、数字でも聞きましたし、ということで教育長は言われますけれども、やはりスピードといいますか、要求されるところで、14年度から始まっていますので、資料を見ますと、領域別で問題があるわけですよ。この辺もやっぱり計画を立てて押し上げていただきたいと思うんですけれども、例えば小学校の国語で言えば、書くこと、読むことが弱いということで、これは数字がはっきり出ているんですね。それから、小学校の算数では図形、今度は中学校の国語では読むこと、それから中学校の数学では図形と数量関係、英語では書くことということで、通過率ですけれども、これははっきり出ているので、これは踏まえてやっぱりよく小学校とも……。この前、海田小学校の新しい「だより」か何かをもらっておるんですけれども、抽象的なような感じがしますので、もう少し教育委員会と連携をとりながら突っ込んだ計画を立てていかれたらどうかと思うんですけれども、その辺をもう1度お願いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）三宅議員ご指摘のように、先般、全国的な規模でのそういう要望とかいろいろ陳情があったわけですが、安芸郡、広島県を通じて町村会でのそういう要望を十分に把握しながら関係各庁に一生懸命陳情して頑張っていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（前田）教育長。

○教育長（正木）各学校ごとに各項目ごとに数値が出ていますので、これは各学校が既に承知しておるところでございます。これについて、学習指導の年間計画等の中ではそこを指導していくということにはなっておりまして、目標を掲げてそれぞれやっておるところでございますが、今回たまたま通過率が県平均より上回ったから次はそれが保証されるというものではございませんので、次は2学年で皆やりますから。中学が2学年、小学校が5学年でやります。次のときに受けるのは今の4年生、中学で言うところの1年生が受けるわけですから、通過率を上回る回数についても、上回ったから安心というわけにはまいりませんので、そこらも勘案して学習指導に役立ててまいりたいと考えております。

○議長（前田）17番、中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。まず1点目は、児童虐待の未然防止の具体策について

であります。平成16年度の施政方針の中で、保健センターの母子保健事業で育児不安の解消や児童虐待の未然防止に努めるとありました。この件について質問をいたしました。民生委員の協力をお願いしてという簡単な答弁で終わっているように思います。ご承知のように、最近、新聞報道などで、小さな子どもさんを若い母親や男親が平気で殺しております。最近も3カ月の赤ちゃんが殺されたというような報道がありましたけれども、海田町でこのような事件が起こる前に具体策を立てて呼びかける必要があると思います。その方策を具体的に考えておられるかどうか、お尋ねいたします。

2点目は、海田市駅南口の駐車場の利用についてであります。南口の一時的駐車場がきれいに整備されておりますけれども、相変わらず終日駐車をされている車があるようであります。看板を取付けたぐらいでは結果が出ないようであります。私が前にも提案をしておりますように、有料にしてはどうかということでもあります。恐らく有料にしても希望者が多いと思われるので、その方が有効利用になるのではないかと思います。いかがでございますか。

3点目は、元朝鮮学校下の空き道路の有効利用についてであります。新開蟹原線の開通により元朝鮮学校の下に空き道路ができております。幅も広く、斜めに利用すれば、数台の車の駐車スペースがとれると思いますが、町営の駐車場というような形にして利用するということは考えられないでしょうか、お尋ねいたします。

4点目は、尾崎川の浚渫であります。平成15年度に瀬野川の水を取り入れて水質浄化を図るとともに、浚渫をあわせて実施するということでありました。実施された気配がないと思いますが、どうなっているのか、お尋ねいたします。以上です。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）中岡議員の質問に対してお答えをいたします。児童虐待の未然防止の具対策についての質問でございますが、児童虐待発生予防に向け、町といたしましては現在、担当課の各事業を通じて情報収集や虐待防止の啓発活動を実施しております。また、町の関係機関をはじめ、幼稚園、青少年指導員、民生・児童委員等で構成する子育て支援担当者会議を設置し、児童虐待に対する体制づくりをしております。また、児童虐待の防止に関する法律が改正され、本年10月から、虐待を受けたと思われる児童を発見したときは児童相談所等への通報が義務づけられます。町としましても、この法律のPR等に努めるとともに、今後はさらに広く情報収集するため、連絡会や事例検討会の開催など、関係機関との連携をより密にし、ネットワークの強化に取り組んでまいりたいと考

えております。

続きまして、海田市駅南口の駐車場の利用についてでございますが、2月に駅南口広場を整備し、3月17日より道路交通法の適用を受ける道路として供用開始しております。これにより、周辺道路の違法駐車改善が図られております。ご指摘の送迎用駐車場の有料化につきましては、供用を開始して日も浅いことから、いましばらく様子を見てまいりたいと考えております。今後とも駅南口広場の管理につきましては、自転車管理のシルバー人材センターの協力を得ながら適切な管理に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、元朝鮮学校下の空き道路の有効利用についてでございますが、ご提案の駐車場としての利用についてですが、道路敷を利用した駐車場は月決め駐車場のように特定の者が占有することはできませんので、パーキングメーターのような時間貸しの形態になります。空き道路を公用廃止して、月決め駐車場として利用することも考えられますが、周辺の将来の土地利用や市水道・町水道の占有埋設物等の管理に支障が出ることも想定されます。したがって、直ちに駐車場として利用することはできませんが、周辺の将来の土地利用に配慮しながら、駐車場以外の利用も含め、この道路敷地が有効活用できますことを今後とも検討してまいりたいと考えております。

尾崎川の浚渫につきましては、平成10年度より、上流側から順次実施しており、本年度も下流部（三角池）で実施される予定となっております。海田町分の上流部につきましては、浚渫後、時間が経過しており、再度浚渫されるよう河川管理者の県に要望してまいります。水質浄化につきましては、瀬野川からの導水が計画されており、平成16年2月末には試験導水が行われたところでございます。本年度は導水に係る樋門等の施設設計や管理形態を検討される予定となっております。今後は、導水施設を整備し、瀬野川からの導水により水質浄化が図られることとなっております。以上でございます。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）まず、1点目の児童虐待の未然防止について。今、町長の答弁でも、法が改正されて、発見したときは通報するという答弁でありますけれども、この発見がなかなか難しい。発見をしたときにはもう既に何かが起こっておるとというのが現在までのいわゆる報道されている中身がそういうような状況で、いろいろ報道を見ると、そのお母さんが全然おかしいお母さんじゃない、ごく普通のお母さんでありますというのがご近所の方の評判なんですよね。そういう若いお母さんが赤ちゃんを虐待して殺しておる

というような現実があります。ですから、発見したときはもちろん関係機関と緊密な連携をとりながらということではありますが、これはやり過ぎはないと思いますので、もっともっとPRをしていただいて、一般、いわゆる我々が見てもわかるようなひとつPR方法を考えるべきだと思いますけれども、具体的に考えておられるかどうか、お尋ねいたします。

駅前の駐車場についてはいましばらく様子を見るということでありますので、もうしばらく結果を見たいと思います。

それから、朝鮮学校下の空き道路の利用ですけれども、本来、新開蟹原線が開通して自動車どめを両方へつけた時点で町の方として、結構広いわけですから、有効利用を考えるべきではなかったかと思うんですよね。今、町長が言われるように、パーキングメーターをつけても結構です。とにかく何か有効利用をすれば、あの空き地が生きてくるわけですから、もうちょっと真剣に具体的に考えていただきたいと思いますけれども、その点についてお尋ねいたします。以上です。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、子ども虐待の未然防止の問題は、これは中岡議員がご指摘されるとおりでございまして、とにかくあつては遅い。未然防止というのが根本であることは私も十分承知しておりますので、とにかく、今先ほど答弁しましたように、青少年とか児童委員とか民生委員とかいろんなPTAとかを含めて町全体での取り組みをしなければいけません、こういうふうに思っておりますので、やっぱりチラシをつくるとか、また口コミでそういうことをやるとか、いろんな方面につきまして、もうとにかくそういうことがないように、事前に防止ができる方法としての取り組みに頑張っていきたい、こういうふう考えております。

それから、次の朝鮮学校の跡地の問題でございしますが、ここに、先ほど答弁しましたけれども、海田町に何件か町のそういう使われのない道路もあるんじゃないかというふうに思っております。十分に把握はしておりませんが、そういうことからいきまして、例えば中心的なまちの真ん中でしたら駐車場の問題でかなり困っておるところがあるのではないかと思うんですが、時点がどういう事態か、駐車場で本当に困っておるのかということも含めて、改めて検討する余地があるんじゃないかと思っておりますので、しばらくあの状態のところを調べさせていただきたい、こういうふうに思います。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）今の朝鮮学校下の空き道路の有効利用なんですけれども、私は雨が降らん限りは毎晩夜10時半か11時ごろに自転車で南幸町だけを見てまわって、それで、朝鮮学校の中に子どもが入っておるようなときには110番をして、今年になっても何回か110番のお世話になったわけなんですけれども、朝鮮学校の下は結構道路も広いものですから、夜、駐車をする車があります。ナンバーは控えておりますけれども、毎晩同じ車じゃないんですよね。ですから、あそこをいわゆる有料でも無料でも駐車場という形にしてあげれば、そういった道路へ違法駐車をすることもないだろうと。最近も、海田町と海田警察署の名前で、この車は駐車違反ですというようなチラシを見たものですから、それをもらってそういった違法駐車をした車に張ろうかなと思ったんですけれども、それはちょっと待ってくれというふうなことがありまして、駐車違反の車については110番をしてというようなことがありましたけれども、なかなか駐車違反をしておるといっただけで110番をするのも大変なことです。そういうことのないように、空き地を有効利用できるような、いわゆるこれも住民福祉の1つにつながるだろうと思うんですけれども、もっと真剣に考えていただいて早急に結論を出していただきたいと思っておりますけれども、その気がおありかどうか、お尋ねいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今おっしゃいましたような、確かに駐車違反となれば、警察の問題になるんですね。そこらを含めて、以前にもステッカーを張っているような問題が起きたことも議会の中でもあったことも含めて、どこまでが海田町の土地で、どこまでそれが有効利用・活用できるのかということをお早急に、議会が済んだら私も実際に行ってみまして、把握をしながら善処したい、こういうふうにお思っております。

○議長（前田）8番、多田君。

○8番（多田）8番、多田でございます。2点ほど質問をいたします。まず1点目、子どもの安全について。先日、矢野西小学校で悲しい事故がありました。子どもたちが一日を過ごす勉学の場で、あつてはならない事故です。町内の学校であのような危険な箇所はないのか。また、点検をされたのでしょうか。

もう一つ、公園の遊具での事故も多発しております。町内の公園は大丈夫でしょうか。点検は何か月かに1回しておられるのでしょうか。

もう一つ、町内・町外を問わず、子どもが被害者となる事件が相変わらず多い。子どもを守る活動はPTA防犯協会、自治会、その他各団体がそれぞれ取り組んでおられま

すが、横の連絡がございません。「子どもを守る町民会議」、仮称ですが、というのを立ち上げて連携を図りながら取り組んでいってはどうでしょうか。

2番目、CATVへの補助金について。これは以前に私も齋木議員も質問をされておりますが、CATVがスタートして現在、350と書きましたが、今現在250だそうです。250世帯の加入があったようです。1チャンネルというのがコミュニティーチャンネルというのがございまして、町内各種行事を撮られて放送しております。大変、私も見ておりますが、好評でございます。今後も各町単位、各町というのは稲荷町とか中店とかという各町単位で、いろんな企画を考えていかれる計画をされております。例えば店の紹介をして商業の振興にも役立つと。それから、海田のコミュニティー振興に大きく貢献すると考えられますので、ただ、それには加入者増が図られなければいけないわけです。なお一層コミュニティーに役立つと考えられるために、加入者増をするために町より補助金を出してはいかがでしょうか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）多田議員ご質問の1点目の2番及び3番と2点目につきましては私から、1点目の1番につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしく申し上げます。

子どもの安全についての質問でございますが、まず、町内の公園遊具についてでございますが、町内の公園には先般の大阪府高槻市で事故の起こった回転遊具は設置されていませんが、この事故を踏まえ、4月6日・9日に職員によるすべての公園の施設や遊具を一斉に緊急点検をいたしました。その結果、数カ所の軽微な補修を行いました。その他については安全でありました。また、公園の点検につきましては職員で適宜行っている点検や、地元自治会、老人会、子ども会、シルバー人材センター等に月2回以上の清掃や施設の点検を委託しております。管理上問題があることにつきましては連絡を受け、迅速に対処し、住民の皆様が安全に利用できるよう努めております。

次に、3点目の子どもを守る活動を進めるための件でございますが、「子どもを守る町民会議」の立ち上げについてでございますが、全国的に子どもが巻き込まれる事件・事故が増えております。その被害にかかわる子どもさんの年齢が年々低下しているのが現状でございます。このような犯罪を未然に防ぐため、地域やPTA等を中心にそれぞれの団体が独自にパトロール等を実施しておられます。また、町といたしましても、防犯パトロール事業を実施しているところでございます。こうした活動により海田町内の

犯罪発生件数抑制に効果が上がっていると認識いたしております。さらに効果的な活動をするためには、活動団体が情報の共有化や意見交換等の場を設け、連携をとりながら地域全体で取り組んでいくことが重要であると思います。各種団体が構成されています青少年育成海田町民会議や防犯組合連合会など、既存の組織を活用することも選択肢の1つとして、連携を取れる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

CATVの補助金についての質問でございますが、ご指摘のように、CATVは地域に根差した情報発信の基盤であり、将来の公共情報ネットワークとしての役割は大きいものと考えております。また、まちの活性化や商業振興のためにも期待されるメディアでもあるので、現在まで出資金300万円を支出し、資本参加するとともに、施設整備に係る補助金を国・県とともに1億2,920万円を支出したところでございます。しかし、加入者を獲得するための活動はあくまでも安芸ケーブルテレビの経営努力によってなされるべきものであり、営業を手助けするような補助金の支出は、自主的な事業者の企業活動を逆に阻害する懸念もあることから、困難であると考えております。今後についてでございますが、町としてはCATVを活用した公共サービスで何ができるかについて検討して考えていきたいと思っております。

それでは、1点目の1番につきましては教育委員会から答弁しますので、よろしくお願いたします。

○議長（前田）教育長。

○教育長（正木）子どもの安全について、お答えいたします。矢野西小学校での転落事故は誠に痛ましい事故で、よそごととは思えないほど重く受けとめております。本町にも矢野西小学校と同様に、窓の外にベランダのない学校もございます。この事故後直ちに学校施設の点検管理の徹底と、児童・生徒に対し安全指導を徹底するよう通知したところでございます。なお、各小・中学校におきましては以前から毎月1回、教職員による学校施設の安全点検を行っております。平素から児童・生徒の事故防止に心がけているところでございます。

○議長（前田）多田君。

○8番（多田）1番の子どもの安全につきましてですが、点検をされたということですが、すぐに直せるところは、予算がかかることですからなかなか直せないかと思いますが、老朽化している校舎等で危ない箇所が多分あると思います。その辺を点検されて、改善できるところはできるだけ早く改善していただきたいと思っております。

それと、一般質問からちょっと外れるかも知れませんが、この前の佐世保の事件がございまして、同級生を女の子が殺すということは考えにくいことなんです、海田の場合は確か刃物は校内に持ち込めないようになっていたと思うんですが、その辺はどうだったでしょうか、お聞きしてみます。

それと、公園の件ですが、これは確かに点検をされたようですね。立入禁止になっているようなところもございました。1つ、これは要望なんです、やっぱり大人の目で点検するのと子どもの目とはちょっと違うと思うんですね。子どもというのは、例えばねじが外れた穴なんかには手を突っ込んで、この前の大阪の事故はそうなんです、考えられないような行動を子どもはいたします。できれば、子どもの目線で点検をしていただきたいと思います。これは一応要望としてお願いいたします。

それから、町民会議の件ですが、確かに青少年健全育成町民会議がございまして、実情としては年間、余り活動をしておられません。ただ、今、私が申しましたような、各団体が一堂に会される機会があるわけですから、この前も総会があったんですが、そういう機会を利用してお互いの情報交換の場としてもうちちょっと青少年健全育成町民会議を活用していただきたいと思うんです。以前私も1回質問したことがあるんですが、休眠しておったのが今復活をしたわけですけれども、それをもう少し進めて、情報交換の場という形で月に1回とか2カ月に1回とかという定期的な会合を持っていただいて、この前、おとといにも熊野でまた強制わいせつ事件というのがあったようですが、同じような犯人が矢野とか熊野とか畑賀とか坂とか、同じ犯人だろうということですが、それが連続して強制わいせつ、これは小学校低学年の女の子を対象にした事件が起こっております。そういうことで、各団体がそれぞれに取り組まれるのもいいんですが、横の連絡、こういうことがあったよということも、教育委員会から小学校や中学校、PTAには流れるんですけれども、そのほかの団体には多分流れていないと思います。そういうときに横の連絡をとるために、そういう町民会議があるんですから、それをうまく利用されるということも1つの手じゃないかと思っております。その辺、いかがでございましょうか。

それと、CATVにつきましては、確かに補助金というのはこれ以上出しにくいというのはよくわかります。ですが、この前のときにも申しましたが、町が2,000万円を出せば県が2,000万出すという何か補助金規定があるそうで、それが出されれば、最初の工事費ですか、それが一応無料にできるだろうということ、それを無料にできれば飛

躍的に加入者数が増えるんじゃないかということで、確かに事業主体は民間会社ですから、それに対してというのがありますが、ただ、目的というのが、商業放送以外にもコミュニティチャンネル、この前、愛知県に広報で研修に行ったところでは議会中継をやっておられるようなんですが、CATVでですね、そうしたら、中継が始まったら非常に質の高い討議が、質が低いというわけじゃないんですが、質の高い討議がされるようになったと、議長がそういうふうに申されておりました。そういう効果もございます。ただ、やっぱり250世帯ぐらいじゃ、ちょっとなかなか……。この前、町長が出られて防犯パトロールのあいさつをされておられたのが放送になりましたが、そういう面でも、町の姿勢をPRするのも役立つんじゃないかと思うので、少しでも出していただければなと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）町民会議の有効活用のところでございますが、これは平素のPTA活動とか町民の民生委員も含めて、町の横の連絡を密にさせていただくというのは私は常にお問い合わせをしておりますが、今、多田議員がおっしゃいましたように、町民会議も一時はちょっと冬眠したような格好だったんですが、改めてやっていただいた。今ではPTA活動を含めて、そういうボランティア的な活動はかなり浸透はしているんじゃないかと思っておりますが、改めて、例えば防犯組合を含めて、先般も回覧板がまわっておりました「おやじの会」とかいろんな会を皆さんがつくっておられるので、それらと連携プレーをとりながら、未然にそういうことのないようなやり方をやっていきたいと思っておりますし、また、今の遊具の問題も含めて、今、先ほどもけさ来から話しております町民サービス室というのがありますので、かなりの町民の要望からいろんなことを把握しながら対応していますので、そこらも含めて都市整備課と一緒にやってそういう対応をしていきたいと考えております。

それから、CATVのケーブルテレビの問題でございますが、私も今、加入者数を聞いてびっくりしておるんですが、あれだけの宣伝をかなりやっておられて、加入者が少ない。商工会の方でいろいろやられてやっておられるんですが、商工会で全部入られても500おったんじゃないんですか、会員さんが。その辺から考えると、一般の方がどれぐらい入っておられるかという、ちょっと数字に私も疑問を持っておるんですが、そこらを含めて、逆に今度は多田議員、商工会の方にもハッパをかけてたくさん加入していただいて、ぜひCATVが活躍できるようにひとつお願いしてみたいと思いま

す。お願いします。

○議長（前田）学校教育課長。

○学校教育課長（楨根）小学校等への刃物を持ってきておるかどうかということでございますが、刃物といいますよりか、カッターナイフは工作に使ったり鉛筆を削ったりするために筆箱の中に入っている子もいるということは聞いております。

○議長（前田）多田君。

○8番（多田）CATVですが、目標数の範囲内ではあるそうです。一応実績をいただいたんですが、4月、5月の2カ月間で250ぐらいというのは目標の範囲内だそうでございます。商工会の方は紹介カードというのを出すように今月から非常に積極的に取り組んでおりますので、できればもう少し加入をしていただきたいと思います。町長さんは議員のときに商工会との懇談会をやられたときに、補助金については何か賛成のようなことを言われたように覚えておるんですが、今は立場がお変わりになったので、なかなか難しいとは思いますが、考えていただければと思います。

それと、刃物につきましては、やっぱりこういう事件があった後ですから、できれば教育委員会の方から、できるだけ持ってこないような指導をしていただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（前田）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日も午前9時から本会議を再開いたしますので、ご参集ください。本日は大変ご苦勞さんでございました。

午後4時35分 延会